

## 会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成30年6月7日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君  
2番 秋山泉君  
3番 尾野政子君  
4番 甲斐徳之助君  
5番 守屋常雄君  
6番 杉森弘之君  
7番 須藤京子君  
8番 黒木のぶ子君  
9番 池辺己実夫君  
10番 市川圭一君  
11番 伊藤裕一君  
12番 長田麻美君  
13番 山本伸子君  
14番 遠藤憲子君  
15番 鈴木かずみ君  
16番 利根川英雄君  
17番 山越守君  
18番 板倉香君  
19番 柳井哲也君  
20番 中根利兵衛君  
21番 小松崎伸君  
22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課長補佐	田上洋子君

平成30年第2回牛久市議会定例会  
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「事務事業の優先順位の公表」について	市民への情報開示の一環として、今後の事務事業の優先順位や基金及び市債残高等を広報紙等で知らせるべきと考えるが？	市 長 関 係 部 長
	2. 「東部地域の懸案事項」について	①阿見町が設置予定の道の駅の一角に農産物の直売所等の設置を働きかけるべきと考えるが？ ②下久野交差点に隣接する市有地の今後の利活用については、どの様に考えているのか？	市 長 関 係 部 長
	3. 「教育行政」について	①牛久二中の生徒の増加策の一環として、同校の学力を向上させるべきと考えるが？ ②部活動に従事する生徒への配慮から、児童生徒の送迎用バスを増発すべきと考えるが？ ③旧第一幼稚園舎の解体費用の捻出については、どの様に考えているのか？	市 長 教 育 長 関 係 部 長
	4. 「市営青果市場」の今後のあり方について	採算性の観点から、民間等への事業委託や事業用地の賃貸をすべきと考えるが？	市 長 関 係 部 長
	5. 「交流施設の整備」について	ひたち野うしく地区等の今後の土地利用の検討に際して、地方創生に基づく交流施設の整備が必要と考えるが如何か？又、必要の場合、今後、その整備を総合計画等にどの様に反映させていくのか？	市 長 関 係 部 長
2. 小松崎 伸 (一問一答方式)	1. 牛久市公文書の保存について	○現状確認 ○ペーパーレス化とデータベース化	市 長 関 係 部 長

	<p>2. 小中学校の閉校日について</p> <p>3. 保育士と幼稚園教諭の処遇改善について</p>	<p>○今後の具体的方針</p> <p>○現状確認</p> <p>○8月のお盆休み</p> <p>○留守番電話</p> <p>○現状確認</p> <p>○今後の対応</p>	
<p>3. 秋山 泉 (一問一答方式)</p>	<p>1. 生活保護について</p> <p>2. 路上駐車について</p> <p>3. 防災士について</p>	<p>1、本市の生活保護受給者数、受給世帯数、推移を伺う。</p> <p>2、生活保護受給者に対する就労支援事業について伺う。</p> <p>3、ワンストップ型支援体制の整備状況を伺う。</p> <p>4、不正・不適正受給者対策について伺う。</p> <p>5、銀行振り込みとした経緯を伺う。</p> <p>1、路上駐車についての見解。今後、路上駐車している車に対しての注意喚起をどのように実施していくのか伺う。</p> <p>1、防災士資格取得のために、市として補助をしたらどうか。</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>4. 守屋 常雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. 運動公園内女子トイレの洋式化と温水洗浄機能付き温式便座の採用について</p> <p>2. 空き家解体撤去の一助としての不在者財産管理人制度の活用について</p>	<p>(1) 利用者の高齢化が進んでいる中、女性のトイレの洋式化が急務と考えるが実施の考えは。</p> <p>(2) トイレを増設する考えは。</p> <p>(3) 冬季の利用に備え、便座を温式化してはどうか。</p> <p>(1) 旧市街地である緑ヶ丘、みどり野、東みどり野等では、不良空き家へのアプローチが空家対策課や自治会等の活躍で大きく進んできているが、新たな制度を更に推進して行く考えは。</p> <p>(2) 更なる人員の増員を検討してはどうか。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	<p>3. 市道1285号線の雨水管の今後の延長計画について</p> <p>4. ふれあい橋下から橋上へ上れるルートの整備について</p> <p>5. 地区社協ごとに集会場を設置するための対策としての空きアパートの購入検討について</p>	<p>(1) 平成30年度予算に、みどり野地区雨水計画の予算が計上されていますが、事業の進捗状況は。</p> <p>(2) 市道1285号線の雨水管を延長する計画は。</p> <p>(3) 道路の平坦化及び側溝の整備に対する将来計画は。</p> <p>(1) 緑ヶ丘、東みどり野の市民が買い物や通院等に遠回りせずふれあい橋通りに安全に登れるルートを整備する考えは。</p> <p>(2) 現在、20戸程の団地が建設中でもあるため、需要が高まると考えるが、今後の対策は。</p> <p>(1) 集会場の無い地区社協が未だ有るが、空きアパート等を市が買い取り各地区社協に安く有料で貸し出す制度を早急に導入する考えは。</p>	
<p>5. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 個人情報の保護と活用について</p> <p>2. 情報公開の現状について</p>	<p>(1) 法改正に伴う名簿の取り扱いへの対応について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校名簿や連絡網</li> <li>・自治会等の団体の名簿</li> </ul> <p>(2) 災害時の個人情報の取り扱いについて伺う</p> <p>(3) 要援護者情報の収集方法と収集の現状、関係機関との共有について伺う</p> <p>(4) 第三者への不正利用を防止するための本人通知制度の導入について伺う</p> <p>(1) 公文書の考え方について伺う</p> <p>(2) 公文書の管理と保存、処分について伺う</p> <p>(3) 情報公開における不開示情報と部分公開、文書不存について伺う</p> <p>(4) 公表情報の推移とオープンデータの活用の現状について伺う</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>

	3. 心と体の調和ある教育について ～牛久市学校教育指導方針から	<p>「豊かな心を育む教育」 ～教科としての道徳について</p> <p>(1) 教科書の選定と道徳の指導法、評価について伺う (2) 道徳的諸価値を日常生活へいかす取り組みについて伺う</p> <p>「健やかな体を育む教育」 ～人権を尊重する観点からの性に関する教育</p> <p>(1) 体の発達段階に応じた性に関する教育の現状について伺う (2) 専門家との連携について伺う</p>	
6. 柳井 哲也 (一問一答方式)	<p>1. 地産地消の促進策</p> <p>2. 牛久沼地域活性化策</p> <p>3. 市道264号線の早期整備について</p>	<p>1) これまで取り組んできたこと 2) 契約栽培の現状と今後 3) 農家単体ではできない加工の取り組み</p> <p>1) 龍ヶ崎市と関係自治体連携の状況 2) 牛久市の取り組み (ウォーキングコースの整備 桜並木 富士山 筑波山 眺望最適地の発掘 浮田の復活等)</p> <p>1) 国道408号線の通勤時間帯の状況をどのように考えているか。 2) 安全な通学路の整備を進めるべきと考えるが如何か。</p>	市長 副市長 関係部長
7. 甲斐 徳之助 (一括方式＋一問一答方式)	1. 市内、小・中学校の授業形態及び市内施設使用料について	<p>(1) 土曜日授業の在り方は。 ①英語教育の可能性。 ②プール(水泳)指導の認識。 ③道徳授業</p> <p>(2) 市内スポーツ施設の利用について武道場・野球場・体育館・プール施設の今後。 (ア) 利用料は (イ) カリキュラムなど (ウ) 武道教育の考え方</p>	市長 教育長 関係部長

	2. 未利用地の売却の今後について	<p>は</p> <p>(1) 予定箇所は</p> <p>(2) 価格帯の評価と管理について。</p>	
8. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 自動販売機の設置</p> <p>2. ひたち野うしく駅前広場のタイルについて</p> <p>3. つくバス田宮停留所の実現を</p>	<p>①公共施設内自販機設置業者の選定方法、総数、設置料、他自治体との比較</p> <p>②一般競争入札により選定すべきと考えるが</p> <p>①タイル段差の状況</p> <p>②ステンシルコンクリート等によるカラー塗装を実施してはどうか</p> <p>現行ルートの折り返し地点、近隣公園東交差点付近に停留所を設置してはどうか</p>	市長 副市長 関係部長
9. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1. 空家等対策	<p>(1)空家等の予防・抑制策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等の実数（統計調査と市民等からの情報）</li> <li>・空家等に関する所有者等と住民への情報収集・提供、地域協力、相談体制の進捗状況</li> <li>・対策地区を市内全域にする問題</li> </ul> <p>(2)空家等の流通・活用策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家バンクの登録数と販売・賃貸契約件数</li> <li>・空家等の除却や空家バンク登録物件のリフォーム等について所有者等及び賃貸・購入希望者への支援策の進捗状況（牛久市立地適正化計画も含め）</li> <li>・空家等の所有者不明数と対策</li> </ul> <p>(3)管理不全な空家等の防止・解消策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の認定、助言・指導、勧告（固定資産税の特例除外）、命令・公表（50万円以下の過料）、行政代執行（文書による戒告、命令、費用徴収）</li> </ul>	市長 関係部長



	2、会計年度任用職員	<p>(1)現在の任用根拠別職員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成別の実数と割合、任用期間、労働時間、諸手当、福利厚生</li> <li>・再任用の有無、最長者の状況</li> </ul> <p>(2)非正規職員から会計年度任用職員への移行予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成別の移行人数と割合</li> </ul> <p>(3)会計年度任用職員への処遇改善予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸手当の支給予定</li> <li>・公務災害補償制度の適用</li> <li>・雇止めの危険性</li> </ul>	
10. 尾野 政子 (一問一答方式)	<p>1 住宅耐震化推進について</p> <p>2 食品ロス削減について</p> <p>3 たまり場補助金について</p> <p>4 災害時に備えて</p> <p>5 コンビニでの各種証明書交付導入について</p>	<p>①当市の耐震化の現状について</p> <p>②県内の耐震化補助金制度の状況について</p> <p>③最新の補助内容の概要について</p> <p>④当市の補助金制度導入の見解について</p> <p>①当市の取り組みについて</p> <p>②30・10運動への参加登録</p> <p>③ドギーバッグ（お持ちかえりバッグ）使用ガイドの作成</p> <p>①一律7万円の適正について</p> <p>②補助要件の緩和について</p> <p>③今後の方針について</p> <p>①災害対応型カップ式自動販売機設置について</p> <p>①未導入の理由について</p> <p>②今後の見通しについて</p>	市長 関係部長
11. 市川 圭一 (一括方式＋一問一答方式)	1. 牛久市の子育て・取り巻く環境	<p>(1)モバイル等の扱いについて</p> <p>①LINE、SNSの利用状況</p> <p>(2)部活動について</p> <p>①バス使用状況</p> <p>(3)登下校について</p> <p>①登校班の現況</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

		<p>②通学路の安全確保</p> <p>(4) 幼保小中連携について</p> <p>①小中一貫に伴う学校運営及び幼稚園、保育園との係わり方</p> <p>(5) これからは</p> <p>①子ども教育に対する今後の展望</p>	
12. 池辺己実夫 (一問一答方式)	1. 牛久市の学校給食について	<p>(1) 学校給食施設の運営について</p> <p>①調理の業務委託について</p> <p>②調理員について</p> <p>③給食費と運営費について</p> <p>④施設の維持管理費について</p> <p>(2) 食育と学校給食との関連について</p> <p>①学校栄養教諭、栄養職員について</p> <p>②食育における家庭との連携について</p> <p>③給食の残菜の処分について</p> <p>④給食の食器について</p> <p>⑤食材の地産地消について</p>	市長 副市長 教育長 関係部長
13. 黒木のぶ子 (一問一答方式)	<p>1 2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築と介護保険事業(支援)計画について</p> <p>(1) 牛久市の実情に即した医療と介護の推進</p> <p>(2) 高齢者の在宅医療や訪問看護</p> <p>(3) 介護職員の確</p>	<p>(1) 高齢者の増加に伴い、慢性疾患などの治らない病気の罹患が増えることから、医療と介護が一体的になったサービスが必要と考える、市の方向性について</p> <p>(2) 在宅での医療と訪問看護の現状の提供体制</p> <p>①医療機関も介護事業所も民間経営が多いなかで病床の再編や施設から在宅への国の方針に、市としてどのように考えるか</p> <p>(3) 中高年者の活用や介護業</p>	市長 関係部長

	<p>保と処遇改善</p> <p>2 悪質商法や特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策について</p> <p>(1) 被害防止に情報提供と注意喚起</p> <p>3 ハクビシン対策について</p> <p>(1) 被害者への救済</p>	<p>務をした人は特養等へ優先入所できるシステムの構築と処遇改善を図る</p> <p>(1) 民生委員や老人会での注意喚起と消費者教育啓発講座の開催</p> <p>(1) 被害額に対しての支援</p>	
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 介護保険について</p> <p>2. 障がい者への合理的配慮について</p>	<p>1) 第1号被保険者等の介護度別の把握</p> <p>2) 総合事業のとらえ方</p> <p>3) これまでの被保険者の要望の把握と自治体の取り組みの在り方</p> <p>4) 今後の課題</p> <p>1) 合理的配慮の提供支援に係わる公的助成制度の創設</p> <p>2) 事業者等への障害理解の促進</p> <p>3) 差別を解消するための取り組み</p>	市長 関係部長
15. 鈴木かずみ (一問一答方式)	<p>1. 学校給食について</p> <p>2. あんしん電話について</p>	<p>(1) 牛久の自校調理方式について、評価と課題</p> <p>(2) ホームページでレシピの公開と効果</p> <p>(3) 学校給食の試食会について</p> <p>(4) 夏休み中の給食の提供について</p> <p>(5) 給食費の無料化について</p> <p>(1) 緊急通報システムの現状と課題</p> <p>(2) 他市町村の先進事例をどうとらえるか</p> <p>(3) 高齢者が安心して生活できるためのシステム改修の方向性、考え方について</p>	市長 教育長 関係部長

<p>16. 利根川英雄 (一問一答方式)</p>	<p>1, 鎌倉権五郎景政について</p> <p>2, 公共交通の活性化について</p> <p>3, 原発事故に対する市の考え方と計画について</p> <p>4, ランドセルの無償化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究</li> <li>・地域ごとの要求</li> <li>・公共交通充実でどのようなまちづくりをしようとしているのか</li> <li>・担当課の充実</li> <li>・デマンドタクシー</li> <li>・市の方針</li> <li>・他市町村の状況と市の考え方</li> </ul>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>17. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 地域共生社会の実現に向けた取り組みについて</p>	<p>(1) 第5期障がい福祉計画の基本方針(4)で示された取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり</li> <li>②地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等にかかる取り組み</li> <li>③医療的ケア等専門的な支援を要する者に対する包括的な支援体制の構築</li> </ul> <p>(2) 障害者差別解消法で示された合理的配慮の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市役所・市内事業所等における障がいのある人の雇用状況と被後見人等の権利制限の見直し</li> <li>②市役所職員の対応要領の策定及び職員研修</li> <li>③市民への啓発活動</li> <li>④民間事業者等への働きかけと公的助成制度の導入</li> <li>⑤選挙における合理的配慮と情報提供</li> </ul>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
<p>18. 長田 麻美 (一問一答方式)</p>	<p>1 ICT教育の今後</p>	<p>(1) 小学校に導入されるタブレットのスペック、電子黒板について</p> <p>(2) 予定されている授業での活用について</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	<p>2 協同的な学びをより向上させるために</p> <p>3 各学校行事の日程</p> <p>4 交通事故予防について</p> <p>5 JR牛久駅ロータリーの駐車環境の改善について</p>	<p>(3)一般教科でも活用すべきと考えるがいかがか</p> <p>(4)ネット環境やメンテナンス契約について</p> <p>(5)ICT、先進地への視察や講習を開くべきと考えるがいかがか</p> <p>(6)時間にゆとりある市民に ICT ボランティアを募集してはどうか</p> <p>(1)市の協同的な学びについての考え、目標設定は</p> <p>(2)生徒のモチベーションを上げるための工夫として、グループ分けした学び合いの授業等の導入を考えるがいかがか</p> <p>(1)引き渡し訓練や運動会などの行事の日程の組み方について</p> <p>(2)保護者が参加しやすいように各学校の行事の日程をずらすべきと考えるがいかがか</p> <p>(1)事故多発箇所や危険箇所の把握について</p> <p>(2)事故防止のための信号機、横断歩道及び街路灯の設置について</p> <p>また県、警察等との連携は</p> <p>(3)子供達への交通事故防止の更なる啓発を</p> <p>(1)一般車駐車スペースの現状</p> <p>(2)タクシーの待機所を別に確保し、駐車スペースを設けるべきと考えるがいかがか</p>	
19. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. 教育行政について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領改訂について</li> <li>・教育振興基本計画</li> <li>・マルチメディアデジ教科書 今後の導入計画</li> <li>・幼児教育センター的機能 第一幼稚園の役割</li> </ul>	市長 教育長 関係部長

	2. 中小企業の設備投資を促す制度について	<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問型家庭教育支援</li><li>・制度を活用して中小企業を支援すべきだが</li><li>・対象となる企業への情報提供をしたか</li></ul>	
--	-----------------------	--	--

# 平成30年第2回牛久市議会定例会

## 議事日程第2号

平成30年6月7日（木）午前10時開議

### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は19名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は、内容を的確に捉え明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

---

一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、22番石原幸雄君。

〔22番石原幸雄君登壇〕

○22番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、事務事業の優先順位の公表について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市にはイズミヤ撤退後のエスカードビルへの入居店舗等の問題や、ひたち野うしく中学校の建設を起爆剤とする同地区の土地の利活用の問題を初めとする多くのさまざまな行政課題が存在をいたしますが、当然のことながら、その中には前市長時代の12年間に解決すべきであったにもかかわらず、なぜか積み残された多くの行政課題も存在するものと認識をいたします。

一方、根本市長は、ひたち野うしく中学校の新設を選挙公約の1番に掲げ、その事業化が着々と進行中であると同時に、平成31年の茨城国体に向けて武道館の新設に着手するなど、目に見える成果をなし遂げつつあると、そのことは論をまたないところであります。

しかしながら、市民の間には、「根本市政の方向性がいま一つ判然としない」、「学校や武道館の建設以外に何をやろうとしているのか、その方向性が見えない」との声が聞こえるのも事実であります。

ところで、現代の政治や行政に求められていることの一つに、情報開示や情報公開がありますが、前市長は公費を使って市民に財政状況等にかかわる情報の提供を執拗に続けていました。その内容については、果たして事実であるのかと首をかしげたくなるものも多々あったとは存じますが、市民への情報提供という意味では時代の要請にかなっていたと判断をいたします。

そこで、根本市政の方向性を示す一環として、広報うしくや本市のホームページ等を用いて、市債残高や基金の状況を含めて今後の事務事業について市民にわかりやすくその優先順位等を公表すべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、「事務事業の優先順位の公表」についてお答えします。

私、市長に就任後、私は、ひたち野うしく中学校の建設、市民との対話を重視した行政運営のためのタウンミーティングの実施、医療費助成、いわゆるマル福の高校生までの拡大、街中への防犯カメラの設置、地域防犯の強化、また、国体開催に合わせた武道場の建設、専門部署を設置しての空家バンクの開設など空き家対策の実施を行ってまいりました。さらに、土曜カップ塾では、子供たちにその地域の方々がスポーツや芸術などの指導を行うなど、地域の人々とともに歩むコミュニティ・スクールが動き出しているところでございます。

これら公約の実行に邁進したほかにも、県や近隣市町村と連携して東部地区にバス路線を復活し、さらに市長就任後最も難題のあったエスカードビルのイズミヤ撤退における地域住民の要望が大きかった食料品販売会社を、空き店舗になる期間を最小限にして「タイヤヤ」の出店を応えることができました。さらには、茨城県初となる「ゴールドジム」の出店、訪問型産後ケアなど切れ目なく充実させた子育て支援事業、市道23号線の整備など、市民生活に密着した事業を行ってまいりました。

中学校建設・武道場建設など大型事業を進める上では、国・県の補助金のみならず、民間団体等の補助金までを活用し、さらに新たな財源として、市の保有する未利用地の売却を進めることで財源を確保いたしました。

そのような中でも、まだ成果として上がっていない公約もございます。私がまいた種は必ず芽を出し、そして花が咲き、やがて実を結ぶものと確信しております。

これまでの事業成果や計画につきましては、市民の皆様には税金を使って仰々しくお知らせすることはございませんでした。しかし、議員の御指摘のとおり、各事業において説明や予算・基金・市債等の財政状況をわかりやすくお知らせすることは重要であります。

牛久市では毎年、予算当時の概要と決算の特徴を広報うしくとホームページ、また、ツイッター、また、FM-UUなどにも毎月出演しております。当初の予算の概要では、その年度の



主要事業と予算・基金・市債の状況を、決算統計の特徴では、決算時の財務状況を経常収支比率・公債費負担比率などのさまざまな分析を公表しており、今後もさまざまな媒体を積極的に活用して市民の皆様にお知らせするよう努力してまいります。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、市長のほうからるる、事務事業の実績と申しますか、市長に就任してから取り組んだことについての御報告がございました。これはこれでそのとおりだと思いますが、市長、私がお尋ねをしたいのは、今後の市政運営において、どの項目、どの分野等に優先順位をつけてやっていくのかということにあります。この点についてはいかがでしょうか。お示しを願えれば幸いです。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私に課せられた課題は非常に序列をつけがたく、いろいろさまざまございます。イズミヤの問題、そして高齢者、そして子育て、非常に大きな課題であります。私は、これだ、これだというんじゃなくて、もう全て一緒にしたい、そういう私、性分でございます、これが後でいいんじゃないかとか、これが先じゃないかという、私の性分でもう全て一斉に解決してみたい、課題を解決したいということがあります。

けれども、やはり職員にも言わせますと、やはり「これはこうだ」という話はございましょう。けれども、そういう中でも私にとって今一番優先したいのは何だかとちょっとまだ私も整理がつかないところでございますが、やはりイズミヤ関係、それから教育関係、そして福祉でございます。それら等踏まえながら、本当にどれをとっても重要な施策でございます。皆さんのいろいろな話を聞きながら、「ここはもうちょっと早くやったほうがいいんじゃないか」という話をいただければ、そのように私もこれからの政策に当たりますので、よろしく御指導お願いします。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 確かに序列をつけがたいというのは、立場上よくわかるんですけれども、それであれば、今市長もちょっとお答えになりましたけれども、序列をつけなくてもいいですから、これとこれとこれとこれはぐらいに列挙をしていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほども言いました、まずエスカードの問題でございます。そして、今とりかかっている学校、その長寿命化とか、それから中学校、武道館、そしてそのようなこともこれも大きな課題でございます。そして、学校のあり方、そしてまた、先ほど言い忘れましたけれども、地域のこれからどのような、インフラの整備もでございます。私は先ほど多くとい

いますか、整備についても、私はうしく地区、それからひたち野地区、奥野地区と、そして一緒にそういう政策を恐らく同時進行というか、同じような物の考え方で進めたいと思っています。個々に合わせて施策をどう展開するのか。そういうことも考えながら、本当にこうやって言うと、もう全て重要でございますので、「これはこうだ」ということ、非常に私の口から言いますと、またこの政策は後でいいのかという話も、重要ではないのかという話もございますが、私は全て重要でございますが、やはりその時期に合った施策をこれから展開することが市民ニーズに合ったサービスにつながると考えております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 失礼しました。市長ね、やはり今市長お答えになられましたけれども、まさに市民は、そういうことを知りたがっているんです。ですから、今列挙されましたこういうことに今後牛久市政としては取り組んでいくんだという姿勢をやはりうんとPRをして市民に知らしめるべきであるというふうに思うんですね。その点についてはいかがですか。くどいようですけども。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まさしくそのとおりでございまして、私も個人的に後援会の方といろいろなお話をして3年がなりますので、ある程度今までの検証とこれからの課題をしてはどうだという話を今、私たちの仲間というかそういう方とお話ししている状況です。それに関しましては私のほうも早速手をつけて、なるべくそういう情報をいち早くやはり皆さんにもお知らせすることが重要なのかなということを痛切に感じております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうしますと、今、市長がおっしゃられたような問題について、今後は広報うしく並びにホームページ等々いろいろ市民への情報伝達手段があると思いますが、そういうことで明確に根本市政としては問題を個別、なるべく具体的に個別に取り上げて、こういうことに取り組んでいく姿勢なんだということを示していただけるんでしょうか。確認です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私の私的な政治団体の広報紙がございます。そこでもってそういうことをしっかりとやります。そういうことで、皆さんになるべく早くできれば、今ちょっとそういう作業も実際進めているところでございまして、早くにも秋にはそういうことが出せるような体制をつくりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 市長が御自身のその政治団体に対してそういうふうな情報開示をす

るというのは、これはわかるんですけども、申し上げたいのはやはり一般市民に対する情報開示というのも非常に大切であると思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） そのようなことのあれは、一般市民全ての方にお知らせしたいなと思っています。ただ、公の機関じゃなくて私的な機関でそういうものをお知らせすることが私はいいかかなと思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そうしますと、その広報うしくとかホームページ等では、要するにこういうことに取り組んでいくんだということは、余りお取り上げにならないというふうに聞こえるんですけども、そうなんですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 公のできるものと、広報していいものと、それから私的なものと、それはやはり区別しながらやるのが、私は政治家の一員でございますので、そういうのをしっかりとした私的と公用と、これは分けたほうがいいのかなと思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そのお答えを聞きまして、ある意味安心というか、ある意味理解はできました。願わくは、やはり公表できるもの、事務事業については今後こういう方針であるということはしっかりと市民に情報伝達をすべきであるということを指摘を申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、第2点目といたしまして、東部地域の懸案事項について、2項目の質問をいたします。

まず、1つ目の懸案事項は、農産物の直売所等の設置に向けての阿見町への働きかけについてであります。

本項目については、阿見町が設置を計画している道の駅について、その敷地の一角に本市の農産物の直売所等の設置を働きかけるべきではという趣旨で、私が以前に一般質問で取り上げた経緯があります。一方、本年2月に阿見町の町長選挙が実施され、道の駅の設置場所について見直しを掲げた新人候補が当選したことから、今回改めて取り上げた次第であります。

すなわち、同町の道の駅の設置場所について、当初は追原地区に設置すると公表されていましたが、新町長は牛久月に隣接する地域を含む場所への変更を考慮していると聞き及んでいることから、今後の働きかけ次第では、同町が設置する道の駅の敷地の一角に本市の農産物の直売所等を設置することも可能であると考えておりますが、本項目についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 阿見町の道の駅の事業についてお答えします。

2020年7月開業を目指して事業を進めておりました阿見町の道の駅整備事業につきましては、本年4月20日付、阿見町長名で、書面にて「事業を凍結し再検討する」と関係機関に通知されており、現状での公的な表明はこの文書のみとなっております。阿見町町長公室の道の駅整備推進室に聞き取りをしたところ、本件については今年度中に検証委員会を立ち上げる予定であり、現時点で詳細についての決定事項はないとのことでした。

御指摘のとおり、多くの道の駅に農産物の直売所が設けられておりまして、昨今の道の駅の直売所は地元の農協抜きには考えられない状況になっております。また、農協の改革が叫ばれる中、当市を含むJA竜ヶ崎、JA土浦、JA茨城かすみの3農協が来年2月の合併に向けて協議会を設立しており、市としても新体制構築の情報を収集し、今後、農協の合併も含め、阿見町の道の駅につきましても動向を注視してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、次長のほうから答弁がございまして、阿見町サイドの考え方はわかりました。問題は、牛久市が、阿見町にそういうものが設置された場合、直売所の設置についてはどう考えているのかということでありまして。牛久市としてはどうなのでしょう。そういうものが設置された場合、農産物の直売所を設けるような働きかけをする考えがあるのかどうか、確認をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） それでは、再度の御質問にお答えいたします。

現在、現状で言えることは、別施設として敷地の中に何か建物をという考え方は、私どものほうでは持っておりません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、JAが統合されることで牛久市の産品についてはJAを通してそちらのほうに出荷というか、販売されるという形になるかと思っておりますので、その辺を調整しながら進めていきたい。ただ、今現状として阿見町のほうとしては何の話にも乗れない状況になっておりますので、私どものほうでは今のところ働きかけはできない状況になっているということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、JAとの調整なり、意見交換が大事だというふうな趣旨の次長答弁がありましたが、牛久市はJA側とはこの問題についての話し合いはされているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） JA竜ヶ崎が今、牛久市の範囲になっておりますので、JA竜ヶ崎とはそういったお話をさせていただいて、そういった状況ができたときには牛久市

の農産物はそちらに出していただけるというお話にはなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） この問題は、やはり政治判断が求められる、最終的には、そういう問題であると思います。市長ね、これ市長はこの農産物の直売所の出店というか、道の駅への設置についてはどういうふうにお考えでしょう。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今、阿見町の道の駅、仮の話ですけれども、その道の駅に牛久のブースを特別設けるというのは、これはちょっといかがかなと思います。ただ、牛久のものをお願いして牛久コーナーでもいいです。コーナー、そういうブースをしっかりというのではなくて、牛久のそういう農産物をお願いするというのは、これはもうやるべきだと思っているし、そうなったときもお願い、仮に、ちょっと複雑な話ですけれども、前の町長さんはそういうことをやるということで、私は「お願いします」と言っていました。仮に今度竜ヶ崎にも道の駅の予定がございます。そのときも中山市長には、牛久の農産物をどうかお願いしますということで快諾を得ています。

そういうことで、どこにつくったら、仮に阿見でも何でもそうですけれども、もし牛久の売れるものがあれば、どんどん私もセールスして、常陸太田にしてもこの前もワインを置いてくれたり、そういうものをお願いしたり、そういうもので私もトップセールスじゃございませんけれども、そういうセールスについては前向きにやっていきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そうしますと、市長、確認なんですけれども、私はどうしても東部地域選出の人間でございますので、どうしても阿見町との関係にこだわった質問になっちゃうんですけれども、市長は阿見町の新町長と、牛久市の農産物が阿見町の道の駅に、例えばでは牛久市の農産物コーナーというようなことで設置することについては、新町長とお話をされているんですか。それとも、今後そういうふうな意思表示をされる考えがあるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まだ道の駅が白紙ということでありますので、私はその点では話したことはございません。ただ、千葉町長とは一部、阿見と牛久の隣接する道路、丁字路、実際は十字路なんですけど丁字路にして、そこに信号機を設置する。それは工業団地からの裏道なんですけれども、実際も高速道路とのあれがよくて、もう大型自動車がどんどん通るような場所でございます。これはこれじゃいけないと昔からの懸案でございました。町長ともそういう話をしまして、「そうだね。じゃ、お互いに事業費とか割り振りながら、ここは最重点的にやり

ましよう」というそういう協力態勢でおることもお伝えします。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） この問題は、何度も申し上げますが、地域にとりましては大事な問題の一つでありますので、政治判断のもとに、やはり牛久市の農産物が阿見町の道の駅ができた場合には、完成の暁には、やはり直売所コーナーを設けられるような働きかけを強力にすべきであるということをお指摘を申し上げまして、次の項目に移ります。

続いて、2つ目の懸案事項といたしまして、下久野交差点に隣接するおよそ6,000平米の市有地の利活用について質問をいたします。

本件については、当該地を防災倉庫兼防災広場として利活用することの是非を趣旨とする一般質問を以前に私が行った経緯がありますが、その際の答弁の趣旨は、「東部地域の各行政区には既に防災倉庫等が整備済みであるので、特に当該地に防災倉庫等を設置する考えはない」とのことでありました。その後、当該地はそのまま放置されていることから、地域住民の間で当該地を一体何に使うのか、そろそろ明確にすべきではないのかなどの疑問が出ているのであります。

ところで、東部地域の数少ないガソリンスタンドの1つが、地下埋設タンクの更新の費用に莫大なお金がかかるとの理由で、本年の4月末日に突然に廃業をしましたが、地域住民からは、ガソリンや灯油はライフラインの一種であるにもかかわらず、JAのATMに続いてガソリンスタンドが地域からなくなることは極めて寂しいことであり、その意味で地域全体が過疎地化しつつあることを認識せざるを得ないとの悲嘆の声が聞かれるのであります。

そこで、本市としては、当該地が牛久消防署東部出張所に隣接することを踏まえ、稲敷広域消防本部にその利活用を働きかけたり、あるいはガソリンスタンド等を営む民間事業者への売却や賃貸も視野に入れるなど、当該地の利活用を本格的に検討すべきであると考えておりますが、この項目についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 御質問いただきました東部地域防災広場につきましては、当市東部地域における消防防災体制の充実を図ることを目標に掲げた都市再生整備計画に基づき、国のまちづくり交付金の交付を受けて平成19年度に整備したものでございます。

なお、この計画では、当防災広場を災害時における一時避難場所とするほか、仮設住宅建設用地として活用することにしており、牛久市地域防災計画においても同様の位置づけを行っておりますので、現在のところ計画どおりに事業を進める考えでおります。

したがって、市では、定期的に草刈りを行うなど当防災広場を適正に管理しているところでございますが、今後は看板を設置するなど、当防災広場の役割について地域住民に周知し

てまいります。また、当防災広場の役割をさらに充実させるため、稲敷広域消防本部との連携も視野に入れ、調査研究してまいります。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、部長のほうから答弁ございましたが、そうしますと、当該地についての売却や賃貸ということは念頭にないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 国の補助金を受けて整備したものでございますので、そのような考えは持っておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 私は質問項目の中で、稲敷広域消防本部への働きかけということも申し上げましたが、稲敷への働きかけについては具体的に何かこれ、こういうふうにしたいというような考えはあるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えしましたが、稲敷広域消防本部との連携も視野に入れていろいろな方面から検討して、この広場をさらに有効活用できるような方法もちょっと調査研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） この当該地につきましては、市民の関心もある意味非常に高いものですから、真剣に取り組んでいただけるというふうに期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、第3点目といたしまして、教育行政について、3項目の質問をいたします。

まず、初めは、今後の牛久二中の生徒の増加策についてであります。

御承知のように、牛久二中は、小規模特認校として通学区域外からの生徒を受け入れており、本年4月1日時点で10名の生徒が通学しております。一方、同様の小規模特認校である奥野小学校には、通学区域外から本年4月1日時点で41名の児童が通学しておりますが、地域住民の間から、「果たしてこのうち何名の児童が引き続いて牛久二中へ通学するのか、疑問がある。牛久二中の生徒の増加策を考えるべきではないのか」との声が聞こえるのであります。つまり、今後の生徒の増加は、牛久二中の魅力のいかににかかっており、それをいかに確立するのが大きな課題であると存じます。

ところで、中学校の客観的な魅力の一つとして、卒業生の進路先が挙げられると存じますが、私は平成25年度から同29年度について、牛久二中の卒業生の進路先を調査いたしました。

それによると、平成25年度の同校の卒業生の進路先のうち、主要な県立高校及び私立高校は、竜ヶ崎一高5名、竹園1名、常総学院3名、同26年度は竜ヶ崎一高ゼロ名、常総学院1名、同27年度は竜ヶ崎一高1名、竹園1名、常総学院1名、同28年度は竜ヶ崎一高ゼロ名、牛久栄進1名、常総学院1名、そして平成29年度は竜ヶ崎一高4名、常総学院1名というような結果でありました。

この調査結果から判明したことは、牛久二中の卒業生は、いわゆる進学校と呼ばれる高等学校への入学者が少ないという事実であります。それゆえ、牛久二中の生徒の増加策の一つとして、進学校と呼ばれる高等学校への入学者をふやすことが同校の魅力度を向上させることに直結すると存じますが、今後の動向の生徒の増加策についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久二中の生徒の増加策についてお答えします。

現在、小規模特認校として通学区域外から、奥野小学校へは現在1名ふえて42名の児童、牛久二中には10名の生徒を受け入れております。今後、奥野小学校へ通学区域外から受け入れている児童が牛久二中に進学することは、牛久二中の生徒の増加のため重要な課題と受けとめております。そのために、牛久二中の魅力ある取り組み、特色ある取り組みは、議員御指摘のとおり大切なことであると考えています。

現在の牛久二中への通学区域外から通学している生徒を見ますと、その中の2名は昨年度関東大会にも出場したテニス部への入部希望者であり、こうした部活動の魅力も大きなものと考えます。

そして、議員御指摘のとおり、中学校の魅力としては、高等学校などの進路先、それを支える学力の向上が大きなものであるとも考えます。

牛久二中では、おくのキャンパスの取り組みとして、英語教育の充実を図っています。英語の教師、ALTを増員し、学級を2つに分けた少人数の指導で、各学級に英語教師、ALTを配置し授業を行っております。また、2年生が外国語宿泊施設、福島県のブリティッシュヒルズですが、ここにおいて1泊2日の英語研修を実施しております。さらに、姉妹都市であるオレンジ市の小中学校とスカイプを使った交流により、日常的に英語に触れる機会をふやしております。その結果、土曜カップ塾での取り組みとも相まって、英語検定の受検者、合格者は増加しており、昨年度は英検の準2級に2名が合格いたしました。こうした取り組みの結果、今後、牛久二中の生徒の英語力はますます向上するものと考えています。

また、アサザ基金等と協働して、古民家再生活動を行っております。古民家での地域の方への発表活動や座談会を通して、生徒のプレゼン能力やコミュニケーション能力を高めており、



これらの力は新しい時代を生きる生徒に求められている力でもあると思います。

また、牛久二中では、放課後カップ塾もほかの学校より1日多く、週3回にふやしています。さらに、1日当たりの学習時間も1時間長くして、部活動終了後にも参加できる環境を整えているため、1・2年生の参加も多くなっています。ここでは、元校長先生が一人一人に応じた個別のカリキュラムを作成し、指導に当たっています。冬場になりますと、残りの2日間も保護者の送迎ができる生徒たちは先生方によって放課後2時間の補習活動を展開しているところ。さらに、ことし4月には、先輩との座談会と称し、土浦一高と茨城大学に進学した卒業生を招き、進路についての話を聞くことによって生徒の意識の高揚を図っております。

これからは、生徒たちが取り組んでいる古民家再生や地域とのさまざまなかわりが教科の学力の向上にどのようにつながっていくかを、教育委員会とともに分析していくことで、より質の高い学びにつないでいき、生徒数増加の魅力づくりにつないでいきたいと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、教育長のほうから、牛久二中の魅力度を高めるためのさまざまな施策への取り組みということのお話でしたが、私がこだわりたいというか、私がお聞きしたいのは、やはり客観的に判断できるところの問題である学力の向上ということであり。そのことについては、いろいろ多方面から御批判もあるのは重々承知をしておりますが、客観的な事実としてどの高校に何名、あそこの高校に何名というような客観的なデータでの判断というものが極めてわかりやすいものの一つであると、指標であるというふうに考えております。

その意味で、今後牛久二中の魅力度を高めるための、結果的に生徒の増加策につながることは思うんですけども、そのために学力の向上を主眼に置いて、例えば何年後にはあの高校には何名、この高校には何名というような計画性を持った教育方針というか、教育目標というものをやはり検討すべきであるというふうに思うんですが、この点については教育長いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） それぞれの学校では、自分たちの学校の教育目標というのを立ててその実現に取り組んでいます。その中で、生徒たちは自分の目標を決めて、その実現に向かって努力し、先生たちはそれを支援するというような形で子供たちを成長させています。学力向上ということを考えてみますと、生徒たちによって家庭環境が影響したり、ふだんの自然体験活動とか読書習慣とか、さまざまなものが要因として学力にかかわっています。各学校では、こうした一つ一つに対応しながら授業の充実に努めて各学校の教育目標の達成に取り組んでい

るところです。

そうした中で、進学校と呼ばれる高等学校への進学者数や進学率だけにこだわった目標値を公表するという事は、評価が一方的になりかねず、学校の序列化にもつながりかねないかなという考えもありますので、各学校が自分たちの教育活動を評価するさまざまな評価指標の一つとして進学率も有効に活用できるように学校とともに検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そういたしますと、教育長、その各学校の云々かんぬんはこちらに置いておきまして、牛久二中につきましては、教育長としては進学率を、いわゆる魅力度を高める意味での進学率、学力の向上という意味で、プログラミング、学力を向上させるプログラミングの作成を前向きに考えているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 石原議員の御質問の中に非常に大事なキーワードがありまして、古民家再生事業というのをやっています。地域とともにやっています。これが竜ヶ崎一高の進学率にどれだけつながるかというような形かと思えます。大事なことは、子供たちがやっているさまざまな体験学習をどう学力として捉えていくかと、生きた学力として捉えていくかということが大事だと思っています。このことにつきましては、実は7月20日には、JICAからアジア諸国の大学の先生や国の行政機関の方々がこの事業を見に来ます。県の生涯学習課が指定してこの事業と一緒に今つくってくれています。それから、きょうかあしたにはわかるんですが、経済産業省がこの事業に支援をしていただけるかなということも考えています。そうしたことを捉えながら、これを学力としてきちんと育てていけるようなプログラムをつくっていききたいと思っています。

教科学力という中には、その思いやりや感性や協働の力などありますので、そういったものを育てながら総合的に学力というのを捉え、育てていくことが、結果として進学率にもつながっていくのかなと考えて、そのプログラムづくりを今学校とともに進めているところです。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 確かに進学校に何名云々かんぬんというのは100%の要素ではないというふうには私も思いますが、それもやはり一つ極めて重要な要素であるというふうに思っておりますので、その点には十分留意をしたプログラミングの作成がされると、今後ですね、ということに期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、送迎用バスの増発についての質問をいたします。

申し上げるまでもなく、小規模特認校に指定されている奥野小学校及び牛久二中へは、通学

区域外から両校に通学する児童生徒のために送迎用の公用バスが運行されており、通学区域外からの52名ですが、52名の児童生徒のうち、41名が利用していると認識をいたしております。

一方、その公用バスについては、次のような声が出ていると聞き及んでおります。すなわち、牛久二中には区域外から10名の生徒が通学していますが、そのうちテニスや吹奏楽という部活動に従事している8名の生徒や保護者の間から、「部活動の終了時間は通常午後6時を過ぎるので、平均して午後4時くらいに出発する帰省用のバスには乗車できず、保護者が迎えに行かざるを得ない。ゆえに、時間の繰り下げ等はできないのか」との切実なものであります。

ところで、児童生徒の送迎用のバスについては、安全・安心がきちんと確保される限り、現行のような本市の直営ではなく、民間等の事業者運行を委託することも可能であると判断をいたします。そこで、保護者の負担を軽減する意味で、牛久二中の部活動の終了する時間に合わせて生徒の帰省用のバス、これを増発すべきであると考えておりますが、本項目についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

**○議長（板倉 香君）** 教育委員会次長杉本和也君。

**○教育委員会次長（杉本和也君）** おくのキャンパスへ小規模特認校の制度を使いまして通学区域外から通う児童生徒52名のうち、牛久二中に通う生徒は10名おります。そのうち6名がバスを利用しておりますが、現在の運行時間帯の関係上、時間が合うときのみ利用しているという状況でございます。

おくのキャンパスの運営に当たりましては、奥野小と牛久二中の2校の中でも特に牛久二中における生徒数減少を少しでも抑え、学校運営を円滑に進めることを目的といたしまして、そのために奥野小に現在在籍する42名の児童に牛久二中へ進学していただくための環境づくりが大切であると考えております。

牛久二中においては、必ず加入いたします部活動を行った後に下校できるスクールバスの運行は、保護者の負担軽減に大きな助けとなるとともに、現在、交通手段がないために牛久二中への入学を見送っている御家庭に対しての判断材料ともなり、牛久二中の生徒数増加につながるものと考えております。

一方で、民間バスの運行経費につきましては、高速での事故以来、国土交通省が定めるバス料金の最低基準が大幅に上昇しております。学校が行事等で使用する場合も大きな財政負担となっていることも事実でございます。

このようなことから、牛久二中の部活動終了時刻に合わせた下校用のスクールバスの運行につきましては、現在の直営による公用バスの運行を下校時2便運行に増便することで対応するよう調整いたしまして、極力早い時期に実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、次長のほうから極めて前向きな答弁をいただきましたが、再質問をいたしますが、次長、そうしますとこれはいつから実行していただけるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 当然これはバスを所管しております管財部門との調整をしっかりしなければなりませんので、当然運転手の手配も含めまして、そういうものを今時点では早急にとということで、今後すぐに管財部門との調整を図りまして、できる限り早くやりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうすると、もう秋口以降には実施できるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 調整の結果を踏まえまして、できる限り早く実施したいというふうに考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） ありがとうございます。

続きまして、3項目めといたしまして、旧第一幼稚園舎の解体について質問をいたします。

御承知のように、旧第一幼稚園舎の解体につきましては、これまでに何回となく同僚議員が一般質問で取り上げました。そして、直前の3月定例議会においても同僚議員から一般質問が行われた経緯があり、その意味でこの問題は教育行政を進める上での大きな課題の一つであるというふうに認識をいたしております。

一方、この問題に対する3月定例議会における執行部の答弁は、現時点で旧園舎の解体費用の捻出は財政的に厳しいので、その財源を確保する一環として売却を検討するという趣旨であったことは記憶に新しいところであります。

ところで、旧第一幼稚園舎の解体の問題については、一般市民から主に次のような疑問の声が聞かれるのであります。すなわち、第一幼稚園が中根小学校の余裕教室に移動したのが平成22年4月であり、それから8年以上の歳月が経過をしている。その間、十分な時間があってもかかわらず、園舎はそのまま放置され、解体も行われず今日に至っているが、これは行政の怠慢ではないのかという厳しいものであります。

そこで、改めて質問をいたします。このような一般市民の率直な声を踏まえて、執行部としては旧第一幼稚園舎の解体費用の捻出をどのように考えているのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 旧第一幼稚園の解体問題につきましては、実際には平成18年度に端を発しまして、本来その時点で解決すべきものを未解決のまま問題を長期化させてきているもので、議員の御指摘を真摯に受けとめるとともに、第一幼稚園が移転新設されるこの機会に合わせて解決すべき問題であったと認識いたしております。

牛久市では、これまで用地の売却処分等も視野に入れ検討を行ってきたところですが、現地状況を踏まえ考えてみますと、建物につきましては、施錠した上で機械警備をかけて保全しておりますが、万が一大地震の発生を考えた場合には、建物の崩壊など想定外の事態が起こる懸念を否定することはできないと言わざるを得ません。

次に、土地の状況といたしましては、園舎裏に昔から忠魂碑がございます。忠魂碑を囲む相応の面積を保全する必要があり、仮に処分や跡地利用を考えた場合にも限定的とならざるを得ません。また、旧第一幼稚園の駐車場は、現在も岡田小学校PTAが会合等で集まる際に使用している状況もございます。

さらに、岡田小学校からは、授業参観その他で保護者が集まる際の駐車場不足に対して、周辺部に臨時駐車場として使える土地が必要であるとの声が出ております。先日開催されました小学校の運動会におきましても、通学区域が他校と比べて広範囲にわたる岡田小学校では、どうしても保護者の車が多く集まることから、牛久高校敷地を借用して駐車場を確保した状況でございまして、近年、周辺の借りられる土地も減ってきている状況でございます。

加えまして、当該用地は岡田小学校と同一筆となっており、分筆及び測量に相当の費用を要することから、解体撤去費用全額の捻出は難しいことがわかってまいりました。

これらの検討の結果及び地域の皆様の御心配の声があることも重く受けとめ、総合的に判断した結果、市といたしましては、平成30年度当初予算編成におきましては未採択としたものの、本年度中に旧園舎を解体し、地域の皆様の御心配を取り除いた上で、跡地の利用もしくは処分等について時間をかけて検討してまいりたいと考えますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、次長のほうからるる答弁がございましたが、再度確認をいたします。

そういたしますと、旧第一幼稚園舎につきましては、平成30年度中に間違いなく解体撤去をするというふうに理解してよろしいですね。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 御答弁申しましたとおり、平成30年度中に撤去をしてい

きたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） それでは、次に移ります。

次に、第4点目といたしまして、市営青果市場の今後のあり方について質問をいたします。

御承知のように、本市の青果市場事業は特別会計で運営されており、平成30年度は5名の非常勤職員の人件費等で1,800万円が計上されております。一方、市営青果市場の販売額について調査したところ、平成25年度が1億3,300万円、同26年度が1億1,700万円、同27年度が1億2,000万円、同28年度が1億2,800万円と、ほぼ、ほぼ横ばいの状態が続いております。当然のことながら、肝心の手数料収入についても、平成25年度が1,150万円、同26年度と同27年度がおよそ1,000万円、同28年度は1,100万円と低迷が続いており、事業全体の維持管理費用を含めると、一般会計から毎年数百万円の繰り入れを行わなければ事業の継続は不可能であるという実態が指摘できるのであります。

それゆえ、青果市場事業の民営化を検討するなど、事業そのもののあり方の見直しを模索すべき段階であると思料をいたしますが、青果市場は整備途上の城中田宮線沿いに立地しているという極めて良好な環境を考慮に入れると、青果市場用地を民間の事業者等に賃貸することも選択肢の一つであると判断をいたします。

そこで、本市としては、これらを踏まえて市営青果市場の今後のあり方をどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市営青果市場の今後のあり方についてお答えをいたします。

市営青果市場については、採算性の観点から、民間企業等に事業委託をすべき、あるいは市道23号線開通に伴う当該地の利用価値の向上により、市場を閉鎖し用地の活用をすべきなど、さまざまな御意見があるのは事実でございます。

現在の市営青果市場は、競りなどの通常の市場業務のほかに、高齢のため自力出荷できない農家に集荷に向いたり、学校給食の地産地消推進のため農家から直接食材を集めたり、朝市として「とくとく市」を毎月開催して、地場産農作物のPRだけでなく生産者と消費者の交流の場を設けたりと、地域に密着したパイプ役も担っております。こうした役割は、利潤追求を第一とする民間運営や一般的な卸売市場ではカバーできない部分であり、市営の青果市場の存在意義そのものとも言えます。

もちろん、組織維持のためには採算性は重要ですので、さらなる無駄な経費の削減や販売手数料の確保など、毎年目標額を設定して予算計上しております。昨今の異常気象による野菜価

格の変動に歳入が影響を受けることは免れませんが、昨年度は冬季、冬の全国的な野菜価格の高騰もありまして目標を達成しております。

以上のような要因を総合的に鑑みると、民間への業務委託や市場を閉鎖し事業用地の活用等が喫緊の課題とは言えない状況であると思われます。

しかしながら、御指摘のとおり、市道23号線の開通によりまして将来的に現在市営青果市場のある土地を取り巻く環境が大きく変化する可能性は考えられます。採算性を含め、市営青果市場のあるべき姿を適宜検討しながら、施政方針に沿って運営してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、次長の答弁をお聞きしておりますと、なるべく経営効率を考えながら現状のまま推移していきたいんだというようなニュアンスにとれたわけですね。それで、これはやはり大きな問題であるというか、大事な問題でありますので、これはやはり最高責任者であるところの市長に答弁を求めたいと思いますが、市長は、この青果市場の事業を含めて青果市場そのもののあり方についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、市場を廃止するつもりはございません。ただ、今のニーズに合った市場なのかということを考えますと、やはり市場のあり方を考えなければいけないということは、私も就任したときは一番最初申し上げた、とにかく採算とれるようにということを申し上げました。ただ、今の形態では採算が難しいことも現実でございます。

また、あの立地条件ではどうなのか。ちょっと状況を考えますと、もっと違う場所があってもいいんじゃないかなということで、あの地を有効にすればもっと牛久にも寄与する土地の利用の仕方があるのではないかと考えた場合、どのような場所に仮に移転してもいいのかなということで、私もそういうどこどこでイメージということを私は各担当課に言っていて、いろいろな水面下じゃないですけども、いろいろなイメージをしてくださいという話をしております。

ですから、そういうことを踏まえて、これからの市場のあり方、そして立地のあり方、営業の仕方も考えていく時期なのかなと思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、市長から大変重要な答弁がありました。そうしますと、市長、あの場所を移転して別のところで市場事業を展開をしていくということもお考えにあるということの理解でよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） これから牛久の市場をどのように継続するかということを考えますと、その選択肢の一つとしては、場所を変えてもやはりいいのではないかと。そして、もっと違う場所、もっと市場にふさわしい場所、もしくは幹線道路であって、なおかつちょっと市場にいろいろな、産地直売なんかいろいろやっています。そういうコーナーも置いてもどうなのかなど。

あと、もう一つ、いろいろな今市場に出荷できない、要するに等級外だとか言われます。そういうものの加工品、6次産業とかいろいろございますけれども、そういうことも視野に入れて無駄なく野菜をうまくつくる。今、牛久でもピザという商工会青年部やっております。そのピザの素材もそういうものの材料、今集荷していますので、いろいろ個別に回って集荷していますので、またそういうものを売りながら、そういうものをまた無駄のないコストの使い方も含めて、そしてこういうピザとかいろいろなつくる場合とか、そういう材料もいろいろと加味して、そういう総合的な検討というのが先ほど移転というのも1つの選択として考えなければいけない重要な課題だと私は思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうしますと、市長、選択肢の一つとして、現地点から移転をした場合、当該地、今の土地、その利活用というものはどういうふうにお考えですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） その跡の利用については、私の腹案でございますけれども、まだ各関係所と具体的に話はできませんので、また、この場でちょっとまだそのあれは御容赦願いたい。ただ、牛久に有するそういうものをつくるのが、やはり市の利益になることが一番優先でございますので、その辺を考慮してこれからの政策に当たっていきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） わかりました。

それでは、最後に、第5点目といたしまして、交流施設の整備について質問をいたします。この問題は、私が以前に一般質問で取り上げた経緯がありますが、今回改めて質問をさせていただきます。

御承知のように、新設のひたち野うしく中学校を起爆剤とする同地区の土地利用検討業務が昨年度実施されましたが、この検討業務を通じて導き出された結論は、市街化調整区域を維持しながら、集落地区計画あるいは区域指定の手法を用いて同地区の開発を実施しようとするものと聞き及んでおります。

しかしながら、人口減少社会の今日においては、国が推進する地方創生の考え方に基づく手法、すなわち大学や研究施設あるいは観光施設など、いわゆる雇用の創出につながるような交流施設の整備とセットでなければ市街地の拡大は容易には認められないことから、昨年度に実



施されたひたち野地区の土地利用検討業務の結論は、根本的な視点が欠如していると言っても過言ではないというふうに考えます。

ところで、私が以前に交流施設の整備にかかわる一般質問を行った際の答弁は、「ひたち野地区及びその周辺地区において、同施設の整備は必要であると考えており、今後作成予定の総合計画等へ盛り込むことを検討する」という趣旨でありました。そこで、ひたち野地区の土地利用検討業務の結論との関連で、改めて質問をいたします。

ひたち野地区及びその周辺地区の潜在成長力を本格的に引き出す意味で、市街地の拡大に極めて有効な手法である交流施設の整備が必要であるのか否か、また、必要であると考えられる場合、その整備について総合計画等にはどのように反映させていくのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の交流施設の整備につきましてお答えいたします。

昨年度実施いたしましたひたち野地区土地利用検討調査業務の結論につきましては、最も適した整備手法として、市街化編入を前提とするものではなく、市街化調整区域のままでも宅地化できる手法として地区計画という手法を選定しているところでございます。ただし、これは市として検討した中での一つの手法でありますので、今後につきましては、地元の皆様との土地利用に関する懇談会等を通じて地元の皆様の意向を把握した上で、茨城県宅地建物取引業協会等の御協力を仰ぎ民間事業者の開発意欲なども確認し、さらに整備手法について詰めてまいりたいと考えております。

それとあわせまして、市街化区域への編入に関しましても、昨年度に引き続き県政に対する要望事項として茨城県に対しまして要望書を提出するとともに、その動向につきましても注視してまいりたいと考えております。

また、御質問の中で、交流施設の整備とセットでなければ市街地の拡大は容易には認められないとのことでございますが、現時点におきましては、このような事業に合致する事例を確認することができておりません。したがって、内閣府や茨城県の地方創生担当部局と協議を行い、地方創生の観点からも、どのようなまちづくりが可能かどうか調査研究を進めてまいります。

現時点における交流施設の整備の考え方といたしましては、平成29年第4回定例会でお答えいたしましたとおり、交流人口増加の観点から、今後予定される牛久市第4次総合計画の策定に当たり、民間活力の導入も含めた調査研究を行い、必要性も含めた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番(石原幸雄君) 部長、交流施設の事例が何か見当たらないというような御趣旨の答弁であったというふうに思いますけれども、直近の例としてあえて申し上げますと、常総市、これはアグリサイエンスバレー構想というものが去年ですかね、たしか新聞報道で取り上げられておりましたので、確認をしていただきたいというふうに思います。

それで、私も質問の中で指摘させていただきましたように、市街地の拡大につきましては、やはりその交流施設というものとセットでないと、今の地方創生の中では認められないというような本質と申しますか、基本路線があるものですから、この点を十分に踏まえていただいて今後対応をいただきたいと思うんですけれども、交流施設の整備については、私はその質問をしております趣旨は、必要であるのかないのか、その点を明確にさせていただきたいことが1つ。そして、もし必要であると考えている場合は、再度お尋ねしますが、それを総合計画なり、都市マスタープランの中にどういうふうに反映をさせていくのかということでもありますので、再度その意味でお尋ねをしたいと思えます。

○議長(板倉 香君) 建設部長八島 敏君。

○建設部長(八島 敏君) 再度の御質問にお答えをいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、市街地の拡大については交流施設とセットというようなことで御質問のほうを、情報のほうをいただいております。そういう手法につきまして、我々まだ情報として持っておりませんでした。そういった情報を、地方創生の観点からどういうまちづくりができるかというようなところの調査研究をしてみたいということで、先ほど御答弁をさせていただいたところでございます。そういった情報を収集して、その中で検討していくものではないかというふうに考えてございます。以上です。

○議長(板倉 香君) 石原幸雄君。

○22番(石原幸雄君) これね、市長、極めて大切なことなんですよ。牛久市としてはどうなんでしょう。これ、やはり調査研究をしていくということの建設部長の答弁なんですが、牛久市としてどうなんでしょう。そういう施設というものは必要であると考えているんでしょうか。

○議長(板倉 香君) 市長根本洋治君。

○市長(根本洋治君) そういう施設があればいいなと思いますけれども、ただ、無用にコスト的に今牛久では中学校、武道館と非常に大きなプロジェクトもやっています。確かにまちづくりのためにそういうことは必要とは感じますけれども、今の時期どうなのかということを見ると、うんとまたなるような答弁でございます。ただ、都市開発についてはそういうものがなくともどうなんですかという、これ来月、茨城県のほうで部長さんかわりましたのでまた陳情に行ってみまして、どうにか1キロ圏内にもっと有効土地ができないかということで、

コストもかからずなるべくそういうもので、ただ、交流館ということでいいすと、佐野市にもエスカードのような跡地利用がございました。そのときはやはり大学とかいろいろなところのそういう交流的なものをつくるということも私は見かけたことがございます。そういうやり方というのが僕はその地域に限らなくて、例えば牛久で持っている施設でもできないのか。例えば、今度のエスカードもそういう対象の1カ所になります。

また、ひたち野うしくの駐輪場がございます。あそこも大体3分の1しか利用されていません。ですから、うまくセールス等によってあの地域にそういう交流的な施設、または民間のお店でもいいでしょう。いろいろなものの選択肢は残っているのかなど。ですから、そういう物の考え方はこれから私たちは持ち続け、何かそういうもの、一助になるものを考えたいと思います。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 交流施設が必要でないかどうかということは明確にお答えはいただけなかったんですが、今、国で進めている地方創生の考え方に基づかなければ、市街地の拡大や再生というものは容易には都市計画上認められないということも認識をしていただきたいと思えます。

それで、再度改めてお尋ねをしたいんですが、この交流施設の整備についてはきちんと調査研究はしていただけるのでしょうか。明確にしていきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 再度の御質問にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、まちづくりを進めていく上で地方創生の観点からどういうまちづくりができるか、こういったことを関係機関、内閣府や県ですね。そういったところと協議を行いながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で2番石原幸雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時26分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番小松崎 伸君。

〔21番小松崎 伸君登壇〕

○21番（小松崎 伸君） 無党派の小松崎 伸でございます。本日、3点について質問をいたします。どうぞよろしく願いをいたします。

まず、1点目でございますけれども、牛久市公文書の保存についてということでございます。

森友・加計学園問題や自衛隊の日報隠蔽などで、国における公文書の不適切な管理が大きな問題となっております。今週は森友学園への決裁文書改ざん問題で財務省は関係者の処分を発表いたしました。まさに公務員としてあるまじき行為でありまして、行政全体の信頼を失墜させたというふうなことでございます。

歴史をたどりますと、それは太平洋戦争敗戦と占領に由来をいたします。日本は戦争責任に関する公文書を全て焼却に努めて、いわゆる証拠を残すなという暗黙の了解があったわけでありまして。公文書をいわゆる軽視する姿勢というものは、ここに発したわけでございます。

時がたちまして、平成21年7月1日、公文書管理法が公布をされました。しかし、この法律が施行される前の平成13年に、熊本県の宇土市が日本で初めて公文書管理条例を制定いたしました。自治体によってはその重要性を認識し、率先して取り組んできたということでありまして。今回せっぱ詰まって動き出した今回の公文書問題、保存の問題は、課題山積の状況でございます。

さて、質問でございますけれども、まず、現状確認であります。平成21年に定められた公文書管理法の中で、地方自治体に対しましても施策の策定、実施に努めるよう規定をされております。牛久市のまず現状について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 牛久市では、国が平成21年に公文書等の管理に関する法律を定めるより前に、牛久市文書取扱規則を平成12年に定め、公文書の管理に努めてまいりました。公文書等の管理に関する法律に規定されております文書の整理、保存、文書ファイル管理簿、移管または廃棄、管理状況の報告等につきましては、牛久市文書取扱規則に規定し実施をしているところでございます。

当市におきましては、この牛久市文書取扱規則のほか、牛久市ファイリングシステムの維持及び管理に関する要綱やファイリングシステムマニュアル等によりまして、細かくルールを定めた上、適正文書管理を行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、公文書館ですね。館、「やかた」でありますけれども、現物の所在位置ということでございますけれども、その設置についての取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 経常経費が年々増加する厳しい財政状況の中で、ひたち野うしく中学校や第一幼稚園、茨城ゆめ国体に向けました武道場の新設などがあり、さらなる投資的経費の増加は難しく、公文書館の設置につきましては現在検討はしておりません。

しかしながら、将来的には保管場所の確保は必要であると考えており、その際は新設という形ではなく、市の保有する施設の一部を利用して運用するなどの検討が必要になると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） それでいいと思うんですよ。館をつくるということは経費がかかりますから、しっかりとしたセキュリティーがあって、そういうスペースをしっかりと確保すればいいということでございますから。

続きまして、各都道府県、そして本県の市町村の現状について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 総務省自治行政局の公文書管理条例等の制定状況調査結果によりますと、平成29年10月1日時点の調査では、各都道府県において、条例を定めている自治体は5つで、42の自治体が規則・規程・要綱等の形をとっております。県内の市町村につきましては、条例を定める自治体はなく、制定していない1つの自治体を除いて全ての自治体で規則・規程・要綱等を制定している状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、市長と面会者のやりとり、また、各部署での報告書などはどのように管理をしているか、伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 日時、面会者につきましては、秘書課で記録をしておりますが、話の内容につきましては、面会内容にかかわる担当課の職員が同席をした際にはその職員が記録を残す場合もございます。この記録や報告書等が作成されまして保管するとされた場合には、各課において文書取扱規則にのっとり保管することとなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、ペーパーレス化とデータベース化ということでございますけれども、茨城県では会議のペーパーレス化、これが加速をしております、パソコンやタブレットでの議論が進められております。文書保存とペーパーレス化というこの観点から、牛久市の所見を伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 保管文書のデータ化に関しましては、文書の保管場所や紙の劣化の問題を改善できるというメリットはございますが、紙一枚一枚をデータ化する作業量や、その作業を委託した際のコストが膨大なため、現在検討はしてございません。また、ペーパーレス化に関しましては、うしくエコオフィス行動計画にも記載されており、庁内文書の通知や回覧文書はパソコンの画面上で確認することや、会議における紙の資料は最小限に抑えまして、プロジェクター等で投影して説明するなどの取り組みを全庁的に行っております。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 次に、茨城県では、いわゆる背表紙の表題がデータベース化され、インターネットで検索ができます。そして、より詳細なデータベース化、これを進めておりますけれども、牛久市の取り組みを伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 当市の文書保管につきましては、ファイリングシステムマニュアルにのっとり、文書をフォルダーに収納し、フォルダーの名称をつけまして、フォルダー名を一覧にしましたファイル基準表というものを作成し、文書のデータベース化に努めてございます。ファイリングシステムを導入いたしました平成10年度から現在までの各課・各年度の基準表は、電子化をいたしましてハードディスクで記録をしております。電子化してハードディスクで記録しているものでございます。また、牛久市ホームページにおきましても、ファイル基準表を加工した情報公開目録というものを公開しております。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 今後の具体的な方針ということでございますけれども、以前導入をいたしました、今、部長言われましたけれども、ファイリングシステムですね。ファイリングシステムの現状、そして今後の方針について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 平成10年度からファイリングシステムを導入したことによりまして、情報公開への迅速な対応が可能となり、公文書の紛失・私物化などの問題が改善されてまいりました。また、全庁的に年に一度、執務環境の点検を行いまして、各課のファイリングに対する取り組みがおろそかになっていないかを管理しております。今後も、一部の職員のみが理解しているのではなくて、全職員が正しくファイリングを理解するように日ごろより指導してまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 最後に、いわゆる公文書管理条例制定に向けた今後の取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 牛久市では、情報公開請求がなされた場合の手続を初め、公開できる情報と公開のできない情報を明確に区分するために、牛久市情報公開条例を定めてございます。その際に、当該文書が存在するのかわからないのか、存在しない場合に、もともとないのか、既に廃棄されたものなのかなどを明確にするために、公文書の保存年限を規定いたしました牛久市文書取扱規則を定め、さらにファイリングシステムマニュアル等によりまして公文書の保存等について管理をしており、国の法整備に先駆けまして文書管理を徹底してまいりました。したがって、文書管理条例を制定するというのではなく、既に適切な文書管理がなされているものと考えてございます。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 部長が今答弁されました、国に先駆けて適切な管理を行っているというふうなことでございますので、引き続きしっかりとした管理をよろしくお願ひしたいと思います。

2番目といたしまして、小中学校の閉校日についてということで質問をいたします。

文部科学省は、昨年12月、学校における働き方改革に関する緊急対策をまとめまして、ことし2月に全国の教育委員会に通知で徹底を求めたところであります。

その柱としましては、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置、そして学校における働き方改革の実現に向けた環境整備、その進捗状況の把握であります。全国的に見ますと、まず横浜市では、夏休みに最長14日間の閉校日を設けるよう学校に通知を出しております。また、教職員の負担軽減ハンドブックを作成いたしました。教育県と言われました長野県では、授業の質を高めることを狙いに、一步先を行く、いわゆる包括的な改革が公立小中学校で動き出しております。ICカードによる出退勤管理、部活動の見直しが進んでおります。愛知県豊田市では、教員の過重労働を減らすため、夏休みでは6日間の学校完全閉校日を、部活動では週3日の休養日をそれぞれ設けます。また、ノー残業デーを最低月1日以上と義務づけたところであります。いずれにいたしましても、教職員が心身ともにベストコンディションで子供たちとしっかり向き合う時間確保は極めて重要な取り組みであります。

さて、茨城県教育委員会は、4月、高校など県立学校で本年度から夏休み期間中に全ての教職員を休みとする学校閉庁日を設けると発表いたしました。それでは、質問をいたします。

まず、現状確認でございますけれども、県内の他市町村の閉校日の現状について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 教職員の長時間勤務に対する働き方改革の一環としての小中学校での閉校日の実施の現状ということでございますが、昨年度、平成29年度、お盆期間ですと

か、県民の日において県内の8つの市町村でこの閉校日を設けているという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、牛久市内小中学校の閉校日の現状について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 市内の小中学校におきましては、昨年度を含めこれまでお盆期間、県民の日等についての学校閉庁日というものは設けておりませんでした。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、牛久市内小中学校教職員の年次休暇や夏季特別休暇の取得状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 教職員の休暇の取得状況でございますが、平成28年度の集計値が現状では直近の集計値ということでわかっておるところでございます。それによりまして、年次休暇取得日数が、小学校が1人当たり年間9.8日、中学校では5.7日、夏季休暇取得日数といたしましては、小学校が4日、中学校も同じく4日という状況になっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、8月のお盆休みについてであります。

ことしのお盆から、牛久市内小中学校を閉校日とする予定について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 牛久市の8月のお盆休みについてということでございます。牛久市における小中学校の閉校日の実施につきましては、教職員の年次休暇取得率向上のためにも、今年度からお盆期間を対象として実施をするという予定にしております。実施日につきましては、県立高校が先ほど議員もおっしゃられましたが、県立高校が今年度から全面実施する期間に倣いまして、お盆期間の8月13日から16日の4日間を予定しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） そうしますと、もちろん一斉ということで理解をいたしました。

全教職員が休むため、学校の花壇、花の水かけや動物の世話、そういったものがあると思います。コミュニティ・スクールがスタートしましたけれども、この地域との連携はどのように進めるのか、お伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 小中学校における花壇の水かけ、さらには小動物の世話など、夏



季休暇期間中においても毎日必ず行わなければならないということが、さまざま各小中学校にはございます。こちらをどうするかということにつきましては、各校ごとの課題となっておりますが、仮にただいま御指摘がありましたコミュニティ・スクールなどを通じてより一層地域との協力連携が可能となり、その中でクリアされてくれば理想的であるというふうに考えているところでございますが、現時点では各学校の実情に応じてどのようにするか、現在検討しているという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） そういったことを決まったということであれば、コミュニティ委員会のほうにも早く連絡しまして、連携体制をそうすると早く組めますので、そういった対応を迅速にさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、保護者などからのいわゆる連絡体制ですね。このことについてお伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 学校の閉校日における保護者からの緊急の連絡につきましては、一旦市役所の教育委員会事務局で電話等を受けまして、必要に応じて各校の校長に伝達することで連絡体制の確保ができるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、各小中学校に日直のため一日を通して在勤するといった教職員がいない状態をつくり出すことで、4日間の完全閉校日を実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、留守番電話についてでありますけれども、閉校日に合わせまして留守番電話の設置を提案いたしますけれども、この留守番電話について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 学校における働き方改革に関する緊急対策といたしまして、文部科学省が、先ほども議員からございましたように昨年12月にまとめた方策の中には、幾つかの取り組みが示されております。その中には、タイムカードの導入、学校閉庁日の実施、これらと並びまして留守番電話の設置が示されております。

また、茨城県はことし5月に、教職員の勤務時間にも影響を与えられる運動部活動の適切な運営のための方針を策定通知し、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、部活動休養日の設定や1日の活動時間の制限、朝の練習を原則行わないことなど、方針にのっとった対応を各教育委員会に求めてきているところでございます。

教育委員会といたしましても、このように学校現場でさまざまな改革が進みつつある中、緊急時の連絡体制を確保するとともに、保護者の皆様の御理解をいただいた上での留守番電話の

導入は、教職員の時間外勤務抑制に大変有効な手段であり、できる限り早期に実現したいと考えているところでございます。

しかしながら、各学校では、留守電対応ができるようにするためには電話システムの交換機での設定が必要な状況でございますので、一般家庭のような留守番電話機の購入のみでは対応ができないということを確認しておりまして、相応の費用がかかることから、予算を確保した上で計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） ただいま部長の答弁の中で、朝練ですよね。朝練の話がありましたけれども、これはやはり特に運動部のメンバーにとりましてはいわゆるライフサイクルの一つ、そしてこの朝練を行うことによって、当然実力をつけていくというふうなことになると思いますので、これがいわゆる総合的な考え方の中でなくなるということになりますと、ある意味抵抗もあるかと思えますけれども、そこら辺についてはどうか、お伺いします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 朝練の御質問でございますけれども、ついせんだって県のほうから通達が来たということで、牛久市の教育委員会でも早急な対応を迫られているという状況でございます。通知が来たすぐその後に市内の学校長会、校長会のほうにその対応の状況をまず確認をいたしました。校長会のほうの申し合わせでは、今年度からもう既に一定のその部活動の活動のルール化というものを市内全体で申し合わせをしているというような状況でございます。その中で、朝練についてでございますが、例えば今月実施される総体ですとか、大きな大会の前1カ月ぐらいはやはり朝練というものは必要ではないだろうかということで、その期間については認めることにしましょうというようなことで対応していきたいというふうに校長会で申し合わせをしていると伺っているところでございます。

一方で、議員が御指摘されるように、やはり朝練、子供たちの競技力向上という意味では非常に重要な活動であるということは確かに事実でございますが、一方で、例えば朝7時から朝練を実施するとなった場合、教職員は、部活動顧問等につきましては、その子供たちが家を出る時間には既に学校に来て、子供たちの登校時に何かあった場合にも対応できるように準備をしておくというふうになっているという状況でございます。したがって、7時から開始する場合には、早い子供ですと6時半とか、それより早い時間に家を出るということになりますと、やはり職員は6時過ぎにはもう学校に来ているというような状況が出てまいりますので、そういったことも含めてやはり働き方改革の一環ということを考えますと、これまでと同様の朝練の実施という部分につきましては、当然保護者の皆様の御理解を十分いただいた上でということですが、やり方を若干変えていく必要があるのではないかなというふうに考えているところで

ございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 今、部長から答弁ありましたけれども、やはり保護者と子供たちへの丁寧な説明がまずは必要ですよね。これをやった上で、やはり子供たちのいわゆるやる気がなくなってしまうということがないように、十分なその対応ができるように学校のほうにも指導を徹底していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、3番目の保育士と幼稚園教諭の処遇改善についてであります。

昨年11月、安倍首相は、2019年度から保育士や幼稚園教諭の処遇改善策を新たに施行すると表明をいたしました。これは2019年10月から消費税が10%に引き上げられることを受けまして、その増収分を財源にしたいいわゆる2兆円政策パッケージの一環となっております。具体的にどれほどの額が給与に上乘せされるのか、まだ明らかではありませんけれども、保育士がふえ、待機児童問題が改善されることが期待をされております。

しかし、東京都など特定の自治体で保育士が優遇される施策が実行されれば、地方との格差がますます問題となります。

そして、幼稚園教諭と保育士との処遇の差の問題であります。先月末、牛久市私立幼稚園連絡協議会の方々が根本市長へ直接要望書を提出されました。その内容は、幼稚園教諭に対して保育士と同様の処遇改善手当金の給付をとという要望でございました。

それでは、現状確認ということで質問をいたします。

牛久市では、今年度より保育士待遇改善に対する単独助成を開始いたしました。つくば市の保育士などへの毎月3万円の助成実施による牛久市への影響についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） つくば市の保育士に対する処遇改善の影響についての御質問にお答えいたします。

現在、待機児童対策が保育行政において大きな課題となっております。その発生要因の一つが保育士不足で、資格を持っていてもその職につかない、あるいはすぐにやめてしまうのは、保育士の職責の重さに比べ低い賃金が原因であるとのことから、就労環境の改善とあわせて平成24年度より賃金改善に係る処遇改善が行われております。

また、地方自治体の中には、独自に処遇改善を講じているところもあり、牛久市におきましても今年度から市内保育施設に勤務する保育士等を対象に、月額1万5,000円の補助を開始いたします。

つくば市は、平成29年度より月額3万円の処遇改善を実施しており、牛久市と同様に常勤の保育士と保育教諭を対象としております。牛久市への影響につきましては、つくば市は隣接

する市でございますので、市内保育施設からは、職員を募集しても集まりにくくなっている、勤務する保育士も関心を示しているとの声が寄せられており、実際につくば市内の施設に移った職員もいるとの報告を受けております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） つくば市以外、近隣の市町村の助成など取り組み状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） つくば市以外の近隣市町村の助成の取り組み状況につきましては、賃金改善のための助成を実施している自治体は、石岡市が保育士・保育教諭等を対象に10年以上勤務する常勤職員に対し年額2万5,000円から7万5,000円、非常勤職員に年額1万円の補助を、神栖市が保育士に月額6,000円から1万1,000円、保育士以外の職員に3,000円から6,000円の補助を行っております。

また、賃金改善以外の処遇改善事業を実施している自治体がございます、龍ヶ崎市では新規就労者に2年間の家賃補助事業、取手市では保育園の定員に応じ月額4万5,000円から9万円の給与改善費を施設に給付しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 東京都、千葉県、これは特に常磐線沿線地区でありますけれども、の取り組み状況、そして影響について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 東京都内や千葉県内の自治体の常勤保育士に対する処遇改善の取り組みにつきましては、東京都江戸川区で、東京都の単独補助金であるキャリアアップ補助金4万円に区単独補助金1万円をあわせて最大月額5万円の補助を、荒川区は、東京都の補助金のみを行っております。我孫子市は、勤続年数に応じ月額4万5,000円から5万5,000円を、柏市は、月額4万円から4万3,000円を、松戸市は、勤務年数に応じまして月額4万5,000円から7万2,000円の補助をしてございます。千葉県内のこれら3市の補助額には、千葉県で行っております処遇改善事業を含むものとなっております。

牛久市への影響につきましては、東京都や千葉県は通勤圏内に位置しておりますので、市内保育施設からは、千葉県内の施設に移った職員がいる、学生から就職先に千葉県内の施設を検討している等の話を耳にしたと聞いておりますので、勤務する施設・地域を選ぶ際には影響があるものと思われまます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 保育士の給与補助についてでありますけれども、千葉県は補助を

実施しているが、茨城県は補助がゼロと聞いておりますが、確認をいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 千葉県の賃金にかかる処遇改善事業につきましては、市町村が行う処遇改善に係る事業費に対して、補助率2分の1、上限額1万円で実施されていると聞いております。茨城県におきましては、同様の事業は実施しておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 全国市区町村レベルでのこの幼稚園教諭への処遇改善ですね。これはないというふうに聞いておりますが、この点確認をいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市区町村が行います幼稚園教諭に対する賃金改善に係る処遇改善事業についての御質問でございますが、認可保育園や認定こども園に勤務をする幼稚園教諭につきましては、処遇改善の対象とする自治体はございますが、従来からの私学助成で運営されている幼稚園に勤務をする幼稚園教諭に対する処遇改善事業については情報がなく、実施されている自治体について把握できていないところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 牛久市内の保育士と幼稚園教諭との労働量についてでありますけれども、これは労働量といいましても、しっかりきっちり把握するというのは非常に難しいというふうに思いますけれども、現状把握ということでお伺いします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育士と幼稚園教諭の労働量についての御質問でございますが、保育士、幼稚園教諭とも、お子様を預かっているときには保育に専念して業務に当たっておりますので、保育計画の作成や記録等の事務、翌日の活動や行事の準備、お便りの作成等は、児童が帰った後や人手が足りているときに行わなければならない、保育士、幼稚園教諭ともに大変忙しい状況と認識しております。

従来からの私学助成で運営されている幼稚園は、保育園の施設型給付に相当する経常費補助金やその他の補助金の申請を施設から茨城県に直接行っており、牛久市を介しないため、茨城県に負担軽減策の実施状況を確認いたしましたところ、業務に関連するシステムの導入補助や教育補助員の配置に対する費用補助等、業務面からの処遇改善も行われているとのことでございました。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 最後に、今後の対応ということでございますけれども、今年度の保育士処遇改善に対する新たな単独助成、これが逆に市内の私立幼稚園教諭のモチベーション

を上げております。特に、同じ園内で働いているのにもかかわらず、保育士との給与が違うということへの不満が現状とても多いということがございます。そのため、先ほどお話もありましたが、牛久市を出てつくば市の保育園もしくは県外の保育園に転勤を希望、または移るといふような幼稚園教諭がふえておりまして、保育士だけではなくて幼稚園教諭の不足も深刻な問題となっております。

子育て支援の充実、これは今や行政の最重要課題の一つでありまして、幼稚園教諭の処遇について、牛久市の今後の対応を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、雇用する職員の処遇改善についてお答えします。

原則として雇用主の責任があることもかかわらず、牛久市を初めとする各自治体が国の施策に加え独自に保育施設に勤務する保育士等の処遇改善を行うのは、保育士不足の解消が待機児童の減少につながるからでございます。行政が行うのは、例外的で一時的な施策と言えます。現状として待機児童という問題が起きていない幼稚園に勤務する職員に対する処遇改善というのは難しいのではないかと考えます。

しかしながら、幼稚園が職員の不足により児童の受け入れを制限する等運営に影響を及ぼすとなれば、子育て環境としての望ましい状況ではございませんので、幼稚園に対しても対策を検討しなければならないと考えます。保育園、幼稚園、認定こども園等も、保護者が多様な選択の中で子育てできる環境を提供できるように、今度の動向を注視してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 市長の答弁、ありがとうございます。

ことし5月1日現在ですけれども、私の一番住んでいるところに近い牛久幼稚園というのがございまして、こちらはいわゆる幼稚園教諭不足によりまして、クラスを今年度1組減らしました。こういった現状もございますので、そういった現状をよく御理解をいただいて、今後御検討のほうをよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で21番小松崎 伸君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時15分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会次長より、先ほどの答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 先ほど石原議員への答弁におきまして、奥野小学校へ区域外から通学している児童数を「42名」とお答えいたしました、「41名」の誤りでありましたので、訂正いたします。

また、奥野小学校、牛久第二中学校の区域外からの通学者数の合計も「52名」から「51名」に訂正いたします。申しわけございませんでした。

○議長（板倉 香君） 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 皆様、こんにちは。公明党の秋山 泉でございます。

通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、初めに、生活保護についてお伺いいたします。

生活保護制度は、最低生活の保障、これは資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施すること、そして自立を助長することを目的としています。生活保護受給者数は、平成29年2月現在で214万1,881人となっていますが、平成27年3月をピークに減少に転じています。また、生活保護受給世帯は163万8,944世帯、高齢者世帯の増加により世帯全体は増加しております。被保護人員は、全体の45.5%が65歳以上の方となっていますが、高齢者世帯以外の母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯については減少傾向が続いています。

高齢者世帯とは、男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯のことをいいます。母子世帯とは、死別、離別、生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子のみで構成されている世帯のことをいいます。障害者世帯とは、世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯のこと、傷病者世帯とは、世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯のこと、そしてそこに分類されない世帯がその他となっています。

そこでお伺いいたします。本市の生活保護受給者数、生活保護受給世帯数、ここ5年の推移をお示してください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 生活保護受給者数、世帯数の5年間の推移につきましては、平成26年3月末現在の被保護世帯が331世帯、被保護人員が466人、平成27年3月末

現在の被保護世帯が347世帯、被保護人員が478人、平成28年3月末現在の被保護世帯が369世帯、被保護人員が495人、平成29年3月末現在の被保護世帯が375世帯、被保護人員が512人、平成30年3月末現在の被保護世帯が395世帯、被保護人員が540人となっております。

なお、平成29年度の生活保護費の支給総額は約8億8,000万円となっており、扶助費の4分の3が国庫負担金、4分の1が市の一般財源となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、次長のほうから御答弁いただきました。この5年間の推移を見ても、国と同様に年々増加している状況ではあります。この要因を本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 生活保護受給者及び世帯が増加している要因につきましては、これまで就労をしていた方が高齢になって就労することができなくなり、無年金または年金額が少額であることから申請に至るケースがふえております。また、最近では、茨城県外からサービス付高齢者住宅や有料老人ホームに入居し、即時に生活保護申請をするケースもふえてきております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、生活保護法の一部を改正する法律が平成26年7月1日施行となりました。主な改正内容としては、1、就労による自立の促進、これは就労の支援に関する被保険者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を決定化するものであります。本市における生活保護受給者に対する就労支援事業をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 生活保護受給者に対する就労支援事業につきましては、ハローワークと生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書を締結し、毎月第3木曜日に牛久市役所におきまして出張相談を実施しております。また、ケースワーカーが生活保護世帯を訪問する際には、病状調査により稼働が可能な方に対して、ハローワークでの職業相談を受けるよう指導したり、ハローワークから提供された求人情報を生活保護受給者に提供するなど、一人でも多くの方が就労活動を行えるよう指導するとともに、出張相談にもつなぐよう指導しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 毎月第3水曜日、月1回、牛久市の庁舎内において開催をされているということですが、この出張相談件数、月平均どのくらいの方が訪れているのか、お伺



いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 指導相談の人数等についてお答えします。

毎月第3木曜日に実施しております就労相談につきましては、昨年度、平成29年度は、相談者数は30人となっております、月平均2.5人となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、御答弁いただきましたけれども、思ったよりちょっと少ないなどという感じは受けたんですけれども、わかりました。

それでは、次に、生活保護受給者等に対するワンストップ型支援体制の整備状況をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ワンストップ型支援体制につきましては、常設型ではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、毎月第3木曜日に牛久市役所で実施しておりますハローワークの出張相談におきまして、生活保護受給者だけではなく、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象としたワンストップの就労支援事業を実施しております。

また、ワンストップ型の就労支援体制とは異なりますが、平成27年度から社会福祉協議会に委託し実施しております自立相談支援事業におきましても、就労などの相談があったときには、ハローワークと連携し、就労につなげるよう努めており、就労以外の相談を受けたときは、関係各課及び関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の支援を行っているところであります。

今後におきましては、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者自立支援法に定める就労準備支援事業について検討してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 次に、改正内容の2といたしましては、不正・不適正受給対策の強化とあります。平成27年度の不正受給件数は、金額及び1件当たりの金額は減少したものの、増加をしているということであります。内容の6割は、稼働収入の無申告や過少申告であります。そのほか、必要以上に診療を行う過剰診療や子供にまで生活保護を受けさせようとする生活保護受給者、離婚し生活保護受給者となったにもかかわらず、別れた相手と同居したり、車やバイク、高級バッグ、ブランド物を所持したりという実例もあります。本市においての不正・不適正受給者対策をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 生活保護費の不正受給者対策につきましては、就労をして

いる生活保護受給者には、毎月、収入申告書を提出していただき収入認定をしており、就労をしていない生活保護受給者に対しましても、訪問時に収入申告書を提出していただき、世帯の収入状況を確認しております。市民税が確定した後は、虚偽の収入申告がないか、また、収入申告をしていない方がいないか、年間の世帯の収入状況を確認しております。

また、生活保護申請時には、預貯金、不動産、保険等の資産の有無の確認及び世帯の実態調査時に趣味装飾品のうち処分価値の高い物、貴金属及び債券などがあつたときには、保有を認めることができないことから、処分指導をしております。自動車を保有している場合には、就労自立に向けた活動が見込める場合に限り一定期間の保有を認めておりますが、就労につながらない場合や就労活動を行わない場合には、自動車の処分指導を行っております。

また、不正受給とは異なりますが、医療機関への頻回受診及び同一疾病の複数機関の受診並びにジェネリック医薬品の使用促進につきましても指導をしているところであります。

しかしながら、一部では不正受給が見受けられることから、生活保護法第78条に基づく徴収金の決定を行い、一括による徴収または分納誓約に基づく徴収を行うとともに、支払いが滞ったときは訪問し、徴収に努めているところであります。

今後におきましても、生活保護費の不正受給の早期発見に努めながら、徴収が滞らないよう対応してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 生活保護費は毎月原則1日から5日の間に支給をされます。生活保護費の受け取りは、指定の銀行に振り込まれる方法と手渡しとの2種類があります。銀行振り込みの場合は病気や高齢者や障害があつて移動が困難な人や、きちんと金銭管理ができそうな人、また、大都市は受給者も多いので振り込みになるケースが多いと言われております。手渡しの場合は、受給者が少ない自治体やケースワーカーが振り込みで渡すには問題があると判断した場合、例えばすぐにパチンコや酒で使ってしまう人や態度が悪い人、約束を守らなかつたり、安否確認が必要な人などです。

最初は手渡しが原則ですが、何か月か様子を見て問題がなさそうであれば、振り込みに変更する自治体もあります。本市は銀行振り込みと認識しておりますが、銀行振り込みとした経緯をお示してください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 銀行振り込みとした経緯につきましては、他の自治体において、ケースワーカーなどによる生活保護費の詐取等の不正事案が発生したことを受けた再発等防止対策として、平成21年3月9日に「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」が厚生労働省から通知されております。この通知では、窓口払いが行われている実

施機関は、その必要性を検討し、可能な限り窓口払いの縮減を図ること、ケースワーカーの出納業務への関与の縮減を図ることが定められております。

牛久市におきましては、厚生労働省通知に基づき、生活保護開始後の初回の支給や口座が作成できない方を除き、口座への振り込みを行うとともに、生活保護費の支給決定を行うケースワーカーと生活保護費の出納業務を行う職員とを別にし、生活保護費の詐取等の不正事案が発生しないよう対応しているところであります。

また、生活保護受給世帯への生活に関する指導助言や安否確認などにつきましては、1カ月に1回、2カ月に1回、3カ月に1回、4カ月に1回、半年に1回など、世帯のケースの格付にもよりますが、ケースワーカーが世帯に訪問し実施しておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、大きな2番目としまして、路上駐車についてお伺いいたします。

車庫法とは、自動車の所有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とした法律であります。

基本的に保管場所についての法律ではありますが、第11条には、1、何人も道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。2、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。一として、自動車が道路上の同一の場所に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為、二、自動車が夜間、日没から日の出までに道路上の同一の場所に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為。駐車禁止区域ではない場所でも、昼12時間、夜8時間以上駐車し続けると適用されることとなります。これは、交通量が少なく通行妨害をしていない場合でも、自宅の前に駐車した場合も適用されます。

平成29年3月の茨城県の総世帯数は113万9,194世帯、自家用乗用車保有台数は、普通自動車131万9,980台、軽自動車が63万7,713台で、世帯数割合は17.2%になります。同じく、牛久市の世帯数は、平成29年3月では3万5,613世帯、自家用乗用車保有台数は、普通自動車3万2,843台、軽自動車が1万5,100台となっており、世帯数割合は13.5%となっています。今や一家に2台、3台と保有している御家庭があります。

そこで困るのが駐車スペース。近隣の有料駐車場を借りている方もあれば、御自宅の前の道路を駐車スペースと利用している方もいます。なぜそうなるのか。車を購入する場合は必ず車

庫証明が必要になるわけですから、路上に駐車するということはありません。住宅地内においては、児童生徒の通学路や集合場所と利用している箇所もあります。その場合、大人の目線より低い子供にとっては、路上駐車をしている車が死角となり、走行中の車に気づくのが遅くなり、事故につながるケースもあると考えます。ちなみに、昨年度の小学生が被害者となった事故件数は6件、うち自転車での事故が5件、歩行での事故が1件となっています。また、火災発生時においても、路上駐車している車が妨げとなり、初期段階においての初期活動において支障を来し、消火に手間取り火災を拡大するおそれがあることも考えられます。

公共財産である道路を私的に利用するということは、決して許されるものではありません。市としての見解、路上駐車への注意喚起を今後どのように実施していくのか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 路上駐車に対する牛久市としての見解、注意喚起をどのように実施するかについてにお答えいたします。

路上駐車が市民生活に対してさまざまな影響を及ぼしている例は、牛久市に限らず全国で散見されるところです。牛久市では、行政区から路上駐車に関する相談を受けた際には、駐車違反に対する注意喚起の立て看板やのぼり旗を設置するなどの対応を行っております。取り締まりに関しましては、行政で行うことができないことから、牛久警察署に対応をお願いしているところではありますが、警察署でも常時対応することは現実的に困難であり、取り締まりや指導警告の効果も一時的なものとなっているようにも見受けられます。

路上駐車問題の根幹には、交通ルール・マナーに対する遵守態度や路上駐車したときに取り締まられないと思う意識があるように思われます。牛久市では、本年4月から市内の主要地域において、警察が民間委託した駐車監視員による駐車監視制度が導入されたところでもあります。牛久市としましては、駐車監視員の活動による効果を踏まえつつ、引き続き警察と協力して、交通ルール遵守の意識醸成やマナーの向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、ちょっとお伺いします。

駐車監視員、これは牛久市で何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 警察のほうにも以前問い合わせしているんですが、人数のほうについては公表されておりませんので、お答えできません。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ということは、駐車監視員という素性がばれてはいけないということ

なので公表できないということだと思いますが、どうなんですか。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 駐車監視員には制服がありまして、きちんとした服装、また、帽子、腕章等をつけまして、放置車両確認巡回中というステッカーを張った、表示をした車で移動しているということなので、その身分を明かせないとかそういうことではないと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 私も住宅地内を歩いていると、のぼり旗とか看板とか立っているんですけども、その看板の立っている横で路上駐車をしているという現状もあります。今、次長御答弁いただいたんですけども、非常に通り一遍の御回答で、本当に牛久市としては腰を据えてその路上駐車に対してやっていく気があるのかななんて思ってしまったぐらいの御答弁でした。ですので、市の最高責任者である市長のお考えをぜひ伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、路上駐車についてお答えします。

非常に路上駐車、私もよく団地、それからいろいろな町を歩いても感じます。例えば、ひどいものは防火水槽の前とか、ちょっと常識で考えられないことでございます。災害に遭ったとき、また、仮に大きな地震災害等があったらどうするんだらうという場所もございます。やはりそういうものに対しての厳しい取り締まり、厳しい処置というのがこれから災害上においても、また、防犯上においても、また、子供たちの交通事故に遭わないためにも必要なことだと思います。こういうことを改めて認識しまして、市としても警察とともにこのような対策に対応してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 確かに市民の意識改革というのは非常に大切だと思います。事あるごとに、やはり皆さんの市民の方に訴えていくということが重要であると私も思っていますので、よろしく願いいたします。

最後の質問ですけども、防災士取得について伺いいたします。

防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認定した人のことをいいます。

防災士の基本理念である自助とは、自分の安全は自分で守るのが防災の基本であります。災害時に命を失ったり、大けがをしたら、家族や隣人を助けたり、防災士としての活動をすることはできません。まず、自分の身を守るために、日ごろからの身の回りの備えを行い、

防災・減災に関する知識と技能を習得し、絶えずスキルアップに努めます。

共助とは、個々の人の力には限界があります。地域・職場の防災力を高めるため、日ごろから近隣はもとより、地域や職場の人たちと協力して防災・減災のための啓発活動に努めます。災害の発生規模が大きければ大きいほど、公的な救助活動はすぐに期待できないことも多く、その地域の人々が手を取り合って自分たちの手で救助・応急活動を実施しなければなりません。防災士は、それぞれの現場の状況に応じてリーダーシップを発揮し、その活動の中核となることが期待されています。周りの安全が確保され、余裕があれば、進んで地域・職域で救助・支援活動に取り組みます。

協働とは、日ごろから地域の防災のコミュニティーの形成に積極的に参加し、防災・減災にかかわる多様な組織・団体との連携を心がけるとともに、地域に密着した防災意識の啓発、防災訓練等の活動を通じてお互いに顔の見える関係をつくり上げ、災害に対する事前の備えがある地域社会づくりに貢献します。また、大規模災害被災地への救助、支援活動についても、助け合いの精神のもと、可能な範囲で同志を募り、ボランティア活動を行うことが期待されます。

平成27年11月、防災士の数は10万人の大台に達しました。日本防災士機構は、阪神・淡路大震災の教訓の伝承と市民による新しい防災への取り組みを推進するため、平成15年に創設され、数多くの防災士が社会の安全と安心のために全国津々浦々の地域や職場などで活躍することを国民運動の領域に高めようとの目的で活動してきました。防災士10万人の実現は、法律的な制度への裏づけや、国を初めとする公的な財政支援によるものではなく、純然たる民間同士の発想と民間パワーによる努力によって実現を見たものであります。

今、全国の地方自治体や国立大学等の教育機関及び民間研修機関では、積極的な防災士の養成の取り組みが進められ、それぞれの地域において自主防災組織や小中学校、各事業所等での防災士の配置、活用の働きが広がっています。

日本防災士機構は、防災士10万人誕生を大きなステップと捉え、さらに防災士の養成、防災士の活動の充実、活用の拡大を推進して、防災士が日本の防災力の向上の基盤を形成するための新しい公共財として不可欠の役割を果たしていくことを目指しています。災害はいつ起こるか予測不可能であり、近いうち必ずや大地震が起こるとも言われています。これらのことから、本市においても防災士の推進に力を入れていくべきと考えます。

しかし、防災士資格を取得するためには、諸経費として1万1,000円の経費が必要となります。自治体によっては補助を出しているところもあります。一人でも多くの市民に取得していただくためにも、本市も補助をしてみたいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 防災士は、防災に対する十分な知識・意識・技能を有し、地域での防

災力向上のために活動が期待できる方を、特定非営利法人日本防災士機構が認証する民間資格でございます。なお、研修機関での講座を受講し、資格を取得するためには、通常6万円程度の費用がかかります。

しかし、茨城県が毎年実施している「いばらき防災大学」では、教本代3,000円、試験受験料3,000円及び試験合格後の防災士認定登録申請料5,000円、計1万1,000円で資格を取得することができることから、費用を大幅に軽減することが可能になっております。市では、この「いばらき防災大学」を防災士資格取得の絶好の機会と捉え、全ての行政区及び準行政区に宛てて案内通知を出し、受講生を募集しているところでございます。

なお、一般からの応募も受けておりますが、あえて行政区等を通じ受講生募集をするのは、資格を取得するだけでなく、防災士として自助・共助の重要性を認識し、各地域に根差した活動を実践していただくことを期待するためでございます。また、「いばらき防災大学」は県の事業であることから、遠隔地で開催する場合もございますが、市では、会場までの送迎や職員の随行など、受講生の負担を軽減するための支援を行っているところでございます。

防災士資格取得の費用補助については、現在のところ実施する予定はございませんが、今後とも各行政区等を通じ「いばらき防災大学」の受講による資格の取得について支援してまいります。

私、きのう東京で行われました全国防災危機管理トップセミナーというのに行ってまいりました。今、非常に今までにない事例、そして災害警報のあり方とか、そういうものについていろいろな事例が示されました。非常に現場に対応する者としても「ああ、そうだな」ということで、我々が普通感じなかったことをまたそのセミナーで大きく感じることができました。

また、7月に行われるタウンミーティング等においても、そのような資料をまた区長の皆様にお渡ししたい。そして、この災害に対する危機をどのように皆さんで共有するか、市民の方を教育するかと、これが大きなこれからの課題になりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、市長より御答弁いただきまして、会場への送迎を負担をするということで、諸経費に関しては今のところ考えていच्छらないという御答弁でした。大きな公共事業もいっぱいありますので、なかなか難しいかなとは思いますが、今後も多くの方にこの防災士の資格を取っていただくため、考慮していただければなと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（板倉 香君） 以上で2番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時06分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番守屋常雄君。

〔5番守屋常雄君登壇〕

○5番（守屋常雄君） 改めまして、皆様こんにちは。雄徳クラブの守屋常雄でございます。

それでは、私、一般質問5点について話させていただきたいと思います。

まず、第1点目なのですが、日ごろから運動公園のトレーニングセンターを利用している女性の方々から要望として言われているのが、利用者の高齢化のスピードが速くなっている中で、特に女性のトイレの洋式化の希望が多くなってきています。私もこの件は急務と考えますが、実施する予定はどうでしょうか。また、この機会にトイレを増設して、便座の温式化もあわせて考えていただけないでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久運動公園体育館の改修でございますが、体育館の1階、2階の男子・女子・多目的トイレにつきましては、来年開催される「いきいき茨城ゆめ国体」空手道競技のメイン会場となることから、スポーツ振興くじ、通称「toto」でございます。助成金2,000万円を活用しまして、5,033万円の予算を計上して改修工事を実施します。

改修工事の内容といたしましては、通路とトイレ床面の段差を解消し、手すりを設置、バリアフリー化いたします。また、現在一部を除き和式である便座を全て暖房温水洗浄機能つき洋式便座化とし、合計で6基増設いたします。さらに、1階・2階の多目的トイレには、オストメイトとベビーチェアを設置します。

現在のところ、今月中に一般競争入札を実施し、来年3月末までの完成の予定でございます。工事期間中においては、体育館北側に仮設トイレを設置し、体育館利用者の皆様に御不便をかけないように十分配慮してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） 市長、どうもありがとうございました。皆さんが大変喜ぶと思います。ありがとうございました。

運動公園を利用する方々がさらに快適な気分になれると思います。ぜひ、来年の3月までに計画どおりに実施されるようによろしくお願い申し上げます。



それでは、2番目の質問ですが、現在、日本全国の自治体が困っているのが、所有者不在で倒壊のおそれのある迷惑空き家の存在です。牛久市には、さすがにすぐに倒壊しそうな空き家は少ないと思いますが、虫が湧いたり、害獣のすみかになったり、周辺住民の心配の種になるような空き家は多くあると思います。近年、旧市街地では、不良空き家のオーナーへのアプローチについて、空家対策課や自治会等の活躍で大きく進んでおります。その中で、笠間市等で進んでいる不在者管理人制度等の定義を拡大解釈してでも、このような考えを利用してさらに推進していく考えはございませんか。また、この地に不良空き家の解体につながる研究はいかがでしょうか。お答えの準備があればお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 不良空き家へのアプローチ策、新たな制度へのさらなる推進についてお答えいたします。

空き家問題に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法が平成26年11月に成立し、平成27年5月に全面施行されました。この法律では、個人の財産である空き家等に対して、所有者が判明している場合の行政代執行を規定し、また、所有者の存在が不明な場合であっても略式代執行を規定しており、必要な手続を進めていくことで最終的に行政が強制的に建物を解体することが可能となりました。

しかしながら、行政が代執行を行った場合、解体などにかかった費用を所有者へ請求することになりますが、所有者が正当な理由なく支払わない場合や行方不明の場合には、行政代執行法第6条による強制執行を行います。ただし、資産がない場合や相続者がいない等、所有者が誰なのかわからない場合には、その費用は回収不能となります。

そこで、民法で規定されている財産管理人制度を調査研究し、活用する自治体がふえてきております。御質問でも御紹介されております笠間市や東京都では世田谷区、大田区などでございます。

制度自体は民法の中で規定されておりますが、この制度は土地の所有権という個人の権利に関する問題であるため、公的機関が主導権を持って手続を行えるわけではなく、利害関係者が自発的に手続を行う必要から、手続が進まない原因となっておりました。近年において、空き家の増加という地域共有の問題が顕著となっていることから、制度等を研究した結果、管理人選任が認められるならば、民法の規定を使うほうが迅速で費用の回収もしやすい場合もあることから、事案に応じて利用されてきております。

財産管理人制度につきましては、不在者財産管理人制度と相続財産管理人制度とがあります。不在者財産管理人制度とは、長期にわたって音信不通になっているような者に対して、裁判所により選任された者が財産の管理や保存を行う制度です。また、相続財産管理人制度とは、死

亡した者に相続人等がない場合に、裁判所により選任された者が財産の管理や処分を行い、最終的に残余財産があれば国庫に帰属させる手続を行う制度でございます。最終的にはどちらの制度においても裁判所等の許可が得られるならば、不動産を換価・処分して、解体費用や財産管理人の管理費用に充てることができます。

しかしながら、空き家等の売却に対しては裁判所で決定されることから、空き家を処分する必要性・緊急性の程度など、個別具体的な事情を総合的に判断して進めていくことが必要と考えております。

当市においても、所有者不明物件や相続人不存在物件がございます。現在、個々の事案について調査しているところではございますので、条件等を考慮しながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） 大変ありがとうございました。

いずれにしても、空き家を撤去して新しい住居を売り出し、新しい若い住民づくりの大きな一助になる空家対策課の活躍を今後も期待しています。

しかし、私もいろいろお聞きして、空き家の整理には大きな仕事として外に打って出る仕事も大いに必要だと思います。ただ手紙や書類を当該の方々を送るだけでは、問題の解決にはならないと思います。やはり行動力や説得力のあるベテランの方々も必要だと思います。さらなる増員の検討をしてもいいのではと考えますが、人手不足の中で不可能でしょうか。ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 空家対策課の人員につきましては、昨年10月に非常勤職員を1名増員し、現在、常勤職員3名、非常勤職員3名の6名で業務に当たっているところではございますが、今後も事業の状況を確認しながら、組織全体として適正な人員配置に努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） 大変ありがとうございました。

町並みの整備には欠かせない部署が空家対策課だと思います。今後の検討を見守らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

旧市街の雨水管理設の進捗状況の確認をお聞きしたいと思います。

まず、1番目に、確認のためにお聞きしたいのは、市道1285号線の雨水管の今後の延長計画はどうなっていますか。お聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 市道1285号線の雨水管整備の今後の延長計画についての御質問にお答えいたします。申しわけございませんでした。

牛久市では、雨水被害を解消すべく、平成21年度より雨水排水整備に力を入れており、特に被害が多かったみどり野及び東みどり野地区につきましては、継続して整備を進めているところでございます。

市道1285号線は、周辺に降った雨水が集まってくる地形のため、これまでもたびたび道路冠水などの被害が発生しており、市といたしましても重要な路線に位置づけし、鋭意整備を進めているところでございます。御質問の今後の延伸計画でございます。現在、平成29年度繰越工事として施工している箇所から北へ約230メートル、市道1285号線の北端部までの整備を予定しております。残りの区間を現在と同規模で整備を進めていきますと、今後約3年ほどかかる見込みでございます。今後も継続して整備をする上で国の交付金は必要不可欠であることから、来年度以降も交付金を活用できるよう、国・県に対し要望してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） どうもありがとうございます。みどり野と東みどり野のややこしい話で、大変申しわけないです、どうも。では、2番目の質問に移らせていただきます。

市道1285号線の雨水のみ込みをさらによくするための側溝整備と、特に道路の平坦化は、周辺住民の方々の悲願だと思います。この件に関しては、今はさほどではないんですが、前は市民から市に対しての反発も強く、8年前になりますけれども、何も地域の問題点とかいきさつがわからないまま私が区長になりまして、ショックを受けたのが、軽い調子で受けたタウンミーティングで、当時の池邊市長が市民の方々からこの件で大変攻撃され、司会をやった私ももうたじたじになりましたけれども、これが本当にトラウマになっていまして、時々思い出しますが、アップダウンのある道路や側溝の整備等、市の単独事業では予算的に不可能と思いますが、将来にわたっての計画をお聞かせ願いたいと思います。それが今の答えですよ。そうじゃなかったっけ。済みません、よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 市道1285号線の道路の平坦化と側溝整備についてお答えいたします。

市道1285号線につきましては、先ほどの質問でもお答えしたとおり、現在、雨水管の整備を進めております。雨水管の整備により排水機能は改善されると考えておりますけれども、この道路は縦断勾配に高低差があり、低いところでの冠水が発生しやすい状況となっております。

す。このため、議員御指摘のとおり、道路を平坦化にするとともに、雨水を雨水管へスムーズに流れるようにするための側溝整備を今後予定していきたいと考えております。

この整備に向けて、今年度は、国の交付金を活用しまして、測量設計業務委託を実施してまいります。この測量設計を進める中で、各宅地の地盤や出入り口等の高さを十分に考慮して、道路の縦断勾配の高低差ができるだけ最小になるよう検討してまいりたいと考えております。また、工事につきましては、設計同様、国の交付金を活用しまして、来年度から雨水管整備の完了している箇所から順次実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） どうもありがとうございます。これが完成すれば、35年前からこの問題は起きていますので、解決になると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問に移らせていただきますけれども、平成30年度予算にみどり野地区の雨水計画の予算が計上されていますけれども、その事業の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 先ほどは失礼しました。

みどり野地区の雨水事業の進捗状況についてお答えいたします。

みどり野地区の雨水管整備につきましては、平成22年度から23年度にかけて、道路冠水の多発していたみどり野第4街区公園の東側、河合豊店前の市道内への雨水管整備を実施し、その後、下流側であるみどり野第1街区公園の西側に向かい、現在整備中の区間へと順次整備しているところでございます。

議員からの御質問である事業の進捗状況でございますけれども、現在、平成29年度繰越工事として、縦2メートル、横2メートルのボックスカルバート、約82メートルを7月末工期として施工中であります。30年度の工事としましては、当初予算にて工事請負費を計上し、一般競争入札を実施し、今期定例会に工事請負契約の締結についての議案を上程させていただいているところでございます。本年度、約183メートルの雨水管整備を実施することにより、上流側に整備した雨水管と下流側から整備を進めてきた雨水管が接続でき、これまで以上に整備効果を発揮できるものと考えております。

来年度以降につきましては、雨天時における現場巡回をもとに、整備の効果や道路冠水の発生状況などを確認しながら、整備すべきルートや優先度を検討し、効果的かつ効率的な整備を計画してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。雨水はエンドレスの闘いですが、引き続き治水対策を市民のためにお願いしたいと思います。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

これも前から市民から要望を受けていた件ですが、ふれあい橋下から橋上へと上れるルートの整備をお願いしたいという意見がございます。どういうことかということ、ふれあい橋の下あたりにお住みの緑ヶ丘や東みどり野の市民の方々が、日常的に買い物や通院及びバスの駐車場などに遠回りせずふれあい橋通りに安全に上れるルートを整備するお考えがあれば、高齢者等は大変助かると思います。

また、現在、20戸ほどの団地の整備が行われているので、住民の方々の高齢化とあわせて、ますますこの件での需要が高まるのではないかと思います。お答えがあればお願いいたします。2つ一遍にお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問のふれあい橋下から橋の上へ上れるルートの整備についてお答えをいたします。

現在、ふれあい橋の下から橋の上へ市道として上れるルートは整備させておりません。議員御指摘のとおり、現在10区画の宅地造成も実施されており、高齢化も進む中で、今後需要が高まることも考えられます。しかし、ルート整備につきましては、ふれあい橋周辺は高低差があり、勾配が急になるため、安全対策やバリアフリーの観点からも課題も多く、困難な状況でございます。

現在、現地には、橋の下から階段でふれあい橋東公園に入ることができ、この公園の反対側の出入り口から市道を通っていただければ、安全にふれあい橋通りに出ることができるルートがございますので、このルートを御利用していただくようお願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。1つルートがあるのはあるんですけども、非常に危ない、高齢者だと滑ってしまう危険もあるので、ぜひ今後ちょっと検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

各地区社協の件なんですけれども、各地区社協に今後ますます活躍してもらうために、拠点の整備は欠かせない事業だと思います。現在の整備状況と費用の面で、まず御説明をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地区社会福祉協議会の活動拠点の整備状況につきましては、

平成29年第3回定例会におきまして尾野議員に御答弁したとおり、牛久小学校地区社会福祉協議会は、旧上町保育園の施設を、二小学区地区社会福祉協議会は、市道23号線用地として取得いたしました住宅を、奥野小地区社会福祉協議会は、旧中央保育園を活動拠点として整備をしております。

また、牛久市が負担する費用の面につきましては、光熱水費、浄化槽維持管理、消防設備点検、保険料など、平成29年度に約200万円を支出しているところでございます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。地元の方々から、拠点の整備を厳しく、あるいはお願いされるのは、私としてもまさに心が痛くなります。地元のために力を尽くして活動されている地区社協の方々の御意見なので、力のない私なりにいろいろ考え行動しています。

そこで、今、旧市街ではアパートが丸々あいているところも随時見受けられます。状況が許せば安く市が購入して、安い家賃で地区社協に貸し出す制度もありではないかと思うのですが、検討いただけないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地区社会福祉協議会の活動拠点につきましては、平成29年第2回定例会におきまして守屋議員に御答弁したとおり、今後、地域包括ケアシステムに位置づけられる事業を進めていく上で、活動拠点が整備されていない5カ所の地区社会福祉協議会について、活動拠点の整備は必要と考えております。

平成30年度におきましては、活動拠点の整備を図るべく、空き家または空き店舗などの賃貸借により、向台小地区社会福祉協議会の活動拠点を整備する予定でありまして、また、移動支援事業を実施する地区社会福祉協議会の事務所として、公共施設のスペースが活用できないか、現在検討をしているところでございます。

議員御質問の空きアパートを市で購入し、安く有料で地区社会福祉協議会に貸し出す制度につきましては、アパートを貸し出すに当たり、建物全体における防火管理に必要な設備の設置、消防法に基づく消防計画及び防火管理者の届け出等の課題が生じてまいります。したがって、市といたしましては、有料で空きアパートの一部を地区社会福祉協議会に貸し出すのではなく、公共施設の利用、空き家や空き店舗などの利用及び駐車場、建物の管理方法など、地域の皆様と話し合いながら検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。もう、地区社協が発足してから数年たつと思います。具体的に拠点をどうするか、まさに今、行動を起こすときだと思います。運よく物

件があるところ、新規に準備する地区社協と、平等の原則が崩れる心配があると思います。ぜひ、牛久市ができないことはありません。行動を起こすことをお願いいたします。ぜひ、一所懸命やっている地区社協の人たちのためにも、拠点づくりを一日も早くよろしくお願いいたします。

これにて守屋の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で5番守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後2時37分休憩

---

午後2時47分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。

今回、私は、大きく3点質問してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

個人情報保護法の改正から1年がたちました。さまざまな情報が活用される社会にしたいと同時に、自分の個人情報はしっかり守りたいという2つの考え方に基づく制度変更でしたが、過剰反応ともとれる状況があらこちらで見られました。

そこで、今回は、それらも踏まえ、1問目として、個人情報の保護と活用について質問してまいります。

まず、1つ目は、法改正に伴う名簿の取り扱いへの対応についてです。

改正個人情報保護法では、それまで取り扱う個人情報が5,000人以下の場合は法の適用外であったのを見直し、自治会、町内会などを含む全ての団体が対象となりました。学校やPTAにおいても、名簿の取り扱いに関してさまざまな対応があったように聞いております。そこで、牛久市では、学校での名簿や電話連絡網の作成については、個人情報保護の観点からどのように指導をしているのでしょうか。

私の子供が小学生や中学生であった約15年ほど前は、学校から配付されたのは、名前と電話番号が示されている電話連絡網のみで、同級生がどこに住んでいるのかもわからないため、友達の家遊びに行くにも、年賀状を出すにも、住所を聞かなくてはという状況でした。個人情報を守ることと友達とのつながり、そのバランスのあり方を考えさせられたものですが、今はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、自治会でも名簿を作成することがあると思いますが、その際の留意事項などについて、法改正後どのような周知をしているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） では、私からは、各学校の名簿等につきましてお答えいたします。

各市内の学校の名簿につきましては、小学校8校及び中学校5校の全てにおきまして、保護者の同意のもと利用目的を明確化して作成をいたしております。名簿に記載されている事項は、氏名のみ名簿から、保護者氏名等の情報が記載されている名簿までさまざまでございますが、児童生徒の情報把握及び教育指導等に活用されております。

P T A等からの名簿提供依頼につきましては、現在、中学校1校において利用目的が適切だと判断した場合、氏名のみ名簿を提供しておりますが、それ以外の団体等への名簿提供はしておらず、各学校におきまして個人情報保護法に基づき適切に管理いたしております。

また、連絡網につきましては、小学校2校及び中学校1校で、氏名、電話番号の記載されている名簿を児童生徒に配付し、緊急連絡時に活用いたしております。その他の小学校6校及び中学校4校では、牛久市の情報源「かっぱメール」を活用いたしまして、先生から保護者のもとへ緊急連絡を発信している状況でございます。今後とも、個人情報の保護と活用につきましては、慎重にかつ適切に取り扱いをしまいたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 私のほうからは、自治会の名簿についてお答えさせていただきます。

行政区独自で作成する自治会員名簿等については、区民の同意のもとに作成され、各自治会内でのみ活用されています。そのため、作成の過程や取り扱いについては、それぞれの行政区の決まりに従い、区長の責任において適正に管理されているものと考えております。

市としましては、これまで個人情報の取り扱いに関する留意事項に限定して周知したことはございませんが、毎年の新任区長説明会において、非常勤の公務員である区長の立場や守秘義務についての説明の時間を設けております。今後は、各行政区が法令にのっとった統一した共通認識のもとに個人情報を適正管理できるよう、引き続き周知に努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） わかりました。

それでは、2番目です。災害時の個人情報の取り扱いについてです。

2015年に鬼怒川が決壊した関東・東北豪雨に際して、常総市が個人情報保護を理由に安否不明者の氏名を公表せず、議論を呼びました。氏名を公表していれば、本人や周辺から情報



が寄せられ、早く安否が判明した可能性も指摘されました。一方、2014年の広島市で起きた土砂災害では、行方不明者の氏名を公表しました。捜査の範囲を絞ることで、人命救助につながるという判断があったと言われていました。

牛久市の場合、災害時における個人情報を報道機関に提供しても違法とされない適用除外に関してはどうにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 高齢者・障害者等、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々、いわゆる避難行動要支援者の情報につきましては、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、本人の同意なしに、避難支援等の実施に携わる関係者などに対して情報提供できることとなっております。

また、避難行動要支援者以外の災害時における個人情報の取り扱いにつきましては、牛久市個人情報保護条例第10条第2項第3号の「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」との規定により、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能となります。

したがって、災害発生後における行方不明者の安否を確認するため、報道機関へ氏名等の個人情報を提供することは可能でございますが、公益性と個人情報保護の観点を考慮しながら個別に判断する必要があると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今の御答弁では、報道機関に公表することもできるけれども、個別に判断ということでありました。そうなりますと、具体的にはその判断というのは執行部での協議の中で行われて、最終的な判断は市長になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 最終的な判断ということでございますけれども、災害の規模等によりますけれども、災害対策本部が設置された場合は、公益性と個人情報保護の観点から、市長を本部長とする災害対策本部で個別に判断することになります。また、仮に災害対策本部が設置されない場合であっても、最終判断は市長になります。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、3番目です。

牛久市が行っている要援護者台帳、いわゆる見守り台帳について質問いたします。

日ごろからの地域の見守り、支援づくりとして進めている事業と認識いたしますが、個人のプライバシーにかかわるデリケートな情報であることから、見守り台帳登録への市民の方の理解も含めて難しい課題があり、民生委員児童委員の方の御苦勞も耳にするところです。そこで、見守り台帳への登録方法と、現在の見守り台帳の登録者数、高齢者全体の登録率などはどのよ

うに推移しているのかをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 見守り台帳の登録につきましては、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者、身体障害者手帳の1級及び2級を所持する者、療育手帳のマルA判定及びA判定を所持する者、精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する者などを対象とし、民生委員児童委員に申請及び変更申請の手続について御協力をいただき、見守り台帳の登録をみずから希望した方が情報提供の同意をした上で登録をしております。

なお、見守り台帳登録者数の推移につきましては、平成27年度は4,578名、市内高齢者の20.8%の登録、平成28年度は4,457名、市内高齢者の19.6%の登録、平成29年度は4,471名、市内高齢者の19.1%の登録となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今の登録率をお伺いしますと……。地震。揺れてます。大丈夫。はい。大丈夫ですね。はい。約2割の登録率というふうな数字でありましたが、これ小学校区ごとの数字というのがもしわかりましたらお示しいただけたらと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 小学校区ごとの市内高齢者の登録割合につきましては、平成30年4月1日現在で、牛久小学校区が13.49%、牛久二小学校区が12.3%、岡田小学校区が33.69%、向台小学校区が10.38%、神谷小学校区が12.04%、奥野小学校区が35.48%、中根小学校区が25.89%、ひたち野うしく小学校区が13.34%となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） ありがとうございます。今の数字を伺いますと、奥野小地区、岡田小地区でこの登録率については3割を超えているという中で、向台小ですか、1割というところもあると。地域性というのですかね、そういうのも大きく関係しているとは思いますが、今後とも民生委員児童委員の方と行政との連携で進めていっていただきたいと思います。

次に、特にこのひとり暮らしの高齢者や障害者の情報は、犯罪などに悪用されやすい情報でもあるため、不適正な取り扱いがないようにしなければなりません。地域支援者と言われる民生委員児童委員や区長を初め、行政区の方など、第三者への要援護者情報の提供については、守秘義務を確保するような取り組みはされているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 見守り台帳の情報提供につきましては、見守り台帳の登録を申請するときに、居住する地区の区長、民生委員児童委員、市関係部署、牛久市社会福祉協

議会、牛久消防署、牛久警察署に情報を提供することについて同意をいただき、提供しているところであります。

また、地域における平常時の声かけや見守り活動のためには、見守り対象者について地域への情報提供が必要となることから、近隣住民の協力者に住所、氏名、世帯状況等の必要最低限の情報を提供することにつきまして、登録申請をするときに同意をいただいているところであります。

守秘義務の確保につきましては、牛久市要援護者台帳整備事業実施要綱第5条第5項において、申請書兼台帳及び一覧表に関する個人情報の守秘義務を課しており、地域支援者及び関係各機関等に、同要綱第8条において、牛久市個人情報保護条例を遵守し、秘密の保持に努めるよう規定し、取り組んでおります。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 牛久市地域福祉計画の中では、地域の支え合いを推進する上での課題として、個人情報保護の壁が挙げられています。何か困っていることがあっても、個人の情報を知られることを嫌う住民が多い。個人情報の壁のために地域の住民の情報が関係者や住民に共有されない。民生委員であっても、個人のプライバシーへの配慮から地域の住民の生活の実態を十分に把握することができない。このような意見が出されています。

そこで、行政としては、個人のプライバシーの保護に配慮しつつも、緊急時には支援の必要な人に対して迅速に対応できるよう、個人情報の適切な利用のあり方を検討していくとしています。個人情報だから共有できないではなく、支援において本当に必要な情報は、ルールを明確にして、必要な相手に限定して共有することが大切なのではないでしょうか。そのための具体的な検討や対策について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 見守り台帳の登録につきましては、先ほど御答弁したとおり、民生委員児童委員の御協力により登録を進め、登録した情報につきましては、地域における平常時の声かけや見守り活動のため、地域支援者及び関係機関等の情報共有を図っているところであります。しかしながら、高齢者の中でも、まだまだ他人の手をかりないなど登録の必要がないといった御意見や、障害のある方にあつては、地域の方に障害があることを知られたくないといった御意見から、見守り台帳への登録を行わない状況にもあります。

議員御指摘のとおり、緊急時に迅速に対応するための情報共有の必要性は認識しておりますので、見守り情報の登録がなされておらず、かつ、地域での支援が必要な方に対しましては、引き続き民生委員児童委員を介して登録を推し進めながら、地域支援者及び関係機関への情報提供に努めてまいります。

また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害対策基本法に基づき、見守り台帳に登録している者のほか、登録のない高齢者、障害者及び児童等を含めた避難行動要支援者名簿を本人の同意なしに避難支援者等関係者、その他の者に対して情報提供をすることができることになっております。

見守り台帳登録者について、平常時は、地域における見守り支援のほか、障害をお持ちの方などに必要なサービスを決定し、きめ細やかな支援を実施しております。今後におきましても、見守り台帳に基づく情報提供による支援だけではなく、さまざまな視点から支援を行うとともに、緊急時に迅速に支援できるよう調査研究してまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、4点目です。

住民票の第三者への不正利用を防止するための本人通知制度の導入について伺います。

住民票の交付は、以前は誰でも請求することができましたが、平成19年に見直しがされ、請求できる本人以外の第三者は限定されるようになりました。そこで、本人以外の第三者が住民票の写しを申請するとはどのような場合があり、牛久市においてはその件数は全体の申請に比べてどれほどの数があるのか、お聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 住民票請求については、住民基本台帳法第12条の3第1項及び第2項に、第三者が請求できる場合を規定しております。自己の権利の行使や義務を履行する必要がある者、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある者、弁護士や司法書士などの特定事務受任者が職務上請求する場合など、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者について、住民票の交付請求が認められています。

住民票の発行については、平成29年度の発行総数は4万1,959通、うち第三者への交付は4,053通、交付割合は9.7%となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） この第三者による住民票の請求、これが行われたことは、通常は本人が知り得ません。そこで、本人以外の者が住民票の交付をしたときに本人に通知する仕組みとして、本人通知制度を行っている自治体があります。本人の知らないところで住民票が勝手に利用されているというような不正請求の早期発見、そして個人情報の不正利用防止と抑制のための制度ですが、導入に関しては賛否両論があり、対応は自治体の判断に委ねられているようです。市として、不正を防ぐために対策として取り組んでいること、また、このような制度についてのお考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市の不正防止の対策と制度導入の見解についてお答えいたします。

本人通知制度は、住民票の不正請求や不正取得の抑止及び防止を図るため、住民票を第三者に交付した場合において、事前に登録した本人に対し、市から交付の事実を通知する制度となります。この制度は法令に基づくものではなく、実施市町村が独自に要綱を定めて実施しております。対応については、市町村により異なる状況であり、国による法整備の必要性が求められております。

牛久市においては、証明書が不正取得された場合や悪用されるおそれがある場合の対策といたしまして、牛久市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、本人が保有個人情報の開示請求を行うことで、第三者に証明書を取得されたかどうか確認することができます。なお、各種証明書の申請の際に、窓口に来られた方の本人確認を行っております。公的機関が発行する写真入りの書類であるマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなどで確認することにより証明書の交付を厳格に行っており、なりすましの発行や証明書の不正取得防止に努めております。牛久市としましては、実施している市町村の状況や、本人通知制度の法制化について今後の国の動向を見ながら、本人通知制度の導入を調査研究してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 個人情報を守りながらも、社会で共有されるべき情報を埋もれさせない。そのための保護と活用のバランスを今後とも配慮しながら取り組んでいただくようお願いして、次の質問に移ります。

2問目は、情報公開の現状についてです。

国では、公文書のあり方をめぐって問題が後を絶たない状況です。午前中の同僚議員からも質問があったところですが、やはり市民にとっても大いに関心のあることだと思います。

牛久市では、必要な文書をどうつくり、どう残しているのか。また、それらを将来公開するための安定的な仕組みづくりに関して質問してまいります。

まず、1番目は、公文書の考え方についてです。

公文書管理法では、公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える、国民共有の知的資源」とされています。そして、公文書管理については、「行政が適正かつ効率的に運営される」ことや、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的が掲げられています。

そこで、市では、牛久市情報公開条例で公文書をどのように定義し、具体的にその範囲をど

う定めているのでしょうか。例えば、電子文書やメール、下書き段階のメモ、いわゆる備忘録などの取り扱いについても伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 公文書につきましては、牛久市情報公開条例第2条第3号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関において管理又は保有しているもの」と定義されております。

したがって、電子文書やメール、下書き段階のメモや備忘録につきましても、「職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるもの」として、ファイリングシステムにより導入されたファイリングキャビネット、または書庫、もしくは庁内ネットワークのデータベース内に保管、保存されている場合は、牛久市においては公文書として取り扱います。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 電子文書が公文書に当たるという御答弁だったと思います。

それでは確認いたしますが、小坂城址土地購入事務処理調査委員会、いわゆる第三者委員会の調査の際、生涯学習課のパソコン内に電子文書があることが初めて明らかになりました。今お話のあった公文書の定義に照らして、これは公文書に当たるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 御指摘のデータにつきましては、「職員が職務上作成し、組織的に用いるもの」として庁内ネットワークのデータベース内に保存されておりましたので、公文書に当たるものと考えております。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） そうしますと、今回のそのパソコン内の電子文書は、公文書として、本来は紙ベースでファイリングキャビネットに保存すべきものであったと理解します。今後、こういった電子文書やメールでのやりとり、公文書に当たるものは、紙ベースで保存するよう徹底する必要があるのではないのでしょうか。そのあたりの対応について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、庁内ネットワークに保存した文書につきましては、印刷して紙文書としてファイリングキャビネットに保管するか、または庁内ネットワーク内のどの場所に保存してあるかわかるように記入した所在カードで管理するよう、改めて徹底してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、お願いいたします。

では、2番目です。牛久市文書取扱規則による文書の保存期間と保存方法、また、保存期間を過ぎた文書の取り扱いについて質問いたします。

文書の保存期間は、永年、10年、5年、3年、1年と区分されていますが、この保存期間の設定の考え方と決定方法についてはどうなっているのでしょうか。また、このうち1年未満の随時廃棄の書類は、誰がどのような判断で処分しているのでしょうか。そして、保存期間が満了した文書に関して、廃棄か保存期間の延長かの判断はどのように決定されているのかを伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 公文書の管理と保存につきましては、牛久市文書取扱規則第43条第1項で保存期間の区分を、永年、10年、5年、3年、1年と定めており、同条第2項、別表第2に掲げる保存区分に従い、その文書内容や重要度に応じて、各担当課長が保存期間を定めております。また、1年未満の随時廃棄文書、例えば会議開催通知等につきましても、同規則により各担当課長が保存期間を決定しております。保存期間が満了した文書につきましては、各部長へ通知し、改めて当該文書の内容及び重要度を再確認の上、保存文書の廃棄または保存期間の延長を各部長が確定いたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 国では、公文書の管理がずさんだったこともあり、管理に関するガイドラインを発表しました。その中で特に、保存期間が1年未満の行政文書の範囲を限定するように示しておりますので、その点留意して業務に当たっていただきたいと思います。

それでは、3番目です。

情報公開においての不開示情報と部分公開について伺います。

正しく文書を作成し、保存し、公開することは、行政の正当性を証明することにもつながります。その意味でも、市民に広く情報を公開し、政策決定の過程も含めて見える化することにより、市民への説明責任を果たすことになるのだと考えます。しかしながら、公開することができない情報、つまり不開示情報が記録されている場合は、その部分を除いた部分公開をしています。いわゆる「のり弁」と言われる黒塗りの部分がある文書になるわけですが、この不開示情報を行政内で誰がどのように判断し、決定しているのでしょうか。市民が知る権利と、情報を公にすることにより支障を及ぼすおそれとのバランスにおいて、大変重要な判断がそこで行われることなるかと推測されますので、改めてお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 情報公開請求における非公開情報につきましては、牛久市情報

公開条例第7条で規定されており、その規定に基づき各担当課長が判断し、公開または非公開の決定をしております。また、公文書につきましては、牛久市文書取扱規則第42条で規定されるファイリングシステムにより管理されておりますので、保存期間満了による廃棄や不作成等による文書不存在についても容易に確認できる仕組みとなっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） では、次に、出資法人の情報公開についてお尋ねいたします。

牛久市情報公開条例の第29条には、出資法人の情報公開として、「市が出資し、直接その設立にかかわった法人で、規則で定めるものは、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならない」とあります。これに該当する出資法人を具体的にお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久市情報公開条例第29条で定められております出資法人は、牛久都市開発株式会社、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会、公益社団法人牛久市シルバー人材センター、うしくグリーンファーム株式会社の4法人になります。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 出資法人として4つの法人が該当するとの御答弁でした。

そうすると、今お伺いした4つの法人とも、財政状況や事業実績などの公表を実施しているのかどうか、確認いたします。

また、自治体によっては、継続的に補助金、その他の財政的援助を行っている法人や団体の情報公開も実施するよう努めることが明記されています。牛久市の場合は、補助団体に関しての情報公開は条例にはありませんが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 4つの出資法人の財政状況や事業実績等の公表についてでございますが、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会、公益社団法人牛久市シルバー人材センター、うしくグリーンファーム株式会社の3法人につきましては、ホームページやインターネット利用による財務諸表等電子開示システム等により公表しておりますが、牛久都市開発株式会社につきましては、公表しておりません。

また、補助団体等に関する情報公開についてでございますが、牛久市補助金等交付規則第16条に基づき各補助事業者より提出された補助事業等実績報告書を補助金交付担当課において保管しており、情報公開の対象文書となっております。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 補助金は交付規則で情報公開の対象になっていることはわかりまし



た。しかし、4つの出資法人のうち、牛久都市開発だけが公表していないということでした。

さきの3月の議会で、現在、牛久都市開発には、イズミヤから預託を受けている4億7,000万円の敷金を一括で返還する原資がないことが執行部から示されました。また、イズミヤが撤退した後の床が全て埋まっていないことを見れば、今まで入っていた賃貸収入が大きく減少しているのは容易に想像がつくところです。以前、私も述べましたが、牛久都市開発には市民の税金を5,000万円投入しており、代表取締役は市長です。率先して情報公開するよう努めることが、開かれた市政としてあるべき姿と考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久都市開発株式会社につきましては、地方自治法第243条の3第2項に該当しないため、現在、議会への資料提出は行われておりません。また、牛久市情報公開条例第29条では、市が出資し直接その設立にかかわった法人が情報公開をすることの努力義務を規定しているところではございますが、4法人につきましては、それぞれ独立した存在としての法的地位と公共性の調和等を図り、それぞれに的確に対応した制度等を当該法人が整備し、それぞれの立場においてその法的根拠等を踏まえ、情報公開をしていくものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、最後の4番目ですね。公表情報の推移と、それらを含めたオープンデータの活用の現状について伺います。

第3次総合計画の第7章「行政運営」の中で、情報の適切な管理、共有化を推進するとして、「公表制度の拡充により、市政等に関する情報を市民と積極的に共有します」とあります。目標指標では、平成27年度の公表情報の項目数は393件で、平成32年度の目標値が560件となっておりますが、現在までの項目数の推移はどのようになっているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 第3次総合計画の中で記載されております公表情報の項目数の推移でございますが、平成27年度393件、平成28年度345件、平成29年度は367件となっております。平成28年度は項目数が一時減少しておりますが、これは公表情報の検索性等も考慮した上で見直しを行ったことによるものでございます。また、平成29年度は、牛久市が発注する建設工事等の契約手続の透明性、競争性、客観性をより一層高めるために定めた「積算基準及び標準歩掛等公表要領」に基づく積算基準及び標準歩掛の基準書等を追加したこともあり、公表項目数が増加しております。

なお、総合計画の中では、平成32年度の目標値を560件と設定しておりますが、単に公

表情報の項目数をふやせばよいというものではなく、市民ニーズや地域課題の変化を把握し、対応したものでなければならないものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、行政や民間が持っているデータを適正に活用することで行政の効率化や地域経済の活性化を目指すとする官民データ活用推進法ができたこともあり、オープンデータの推進が全国的に活発化しています。

防災や見守りを初め、公益性の高い分野でより充実した行政サービスが実現でき、自治体ではまちづくりや防犯活動などに生かす取り組みも始まっています。

最後に、市のオープンデータの現状と、今後推進していくための取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、牛久市では、公表情報として、犯罪発生状況、防災マップ、AED設置マップ、土砂災害警戒区域などをホームページで公開しております。中には、公表情報の一覧表に掲載されていない項目がございますので、今後は公表情報一覧表に掲載することにより、市民の皆様が公表情報を迅速かつ容易に取得し、また、利用可能な形で提供することによって、市政の透明化、情報の共有化を推進し、市民の市政への積極的な参加を促進してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 午前中の同僚議員の質問に対する答弁で、県内で公文書管理を条例化しているところはないという御答弁でした。確かに条例はつくってはいないんですが、最近、広報つくばの5月号に、つくば市では、公文書等管理指針を策定したことが載っておりました。文書管理規程ももちろんありますが、指針は公文書管理の総括的なものとして位置づけています。公文書管理法の趣旨を踏まえた自治体のこのような動きに注目したいと思います。

では、最後の3問目に移ります。

教育委員会のホームページにも公開されている平成30年度の牛久市学校教育指導方針では、学校教育推進として5つの柱が示されておりますが、この柱のうちの2つ、「豊かな心を育む教育」と「健やかな体を育む教育」の中から質問してまいります。

柱の1つ、「豊かな心を育む教育」の中で、道徳教育の充実が挙げられています。この4月から小学校では、道徳が新たに教科としてスタートし、来年には中学校でも教科となることが決まりました。教科になることで、初めての教科書検定があり、8社の出版社から申請のあった教科書全てが修正をした上で合格になったと報道されました。

そこで、牛久市では、どの教科書を使うことになり、その採択に当たってはどのような議論がされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市内の小学校では、今年度より日本文教出版の教科書を使用しております。

「特別の教科 道徳」を初め、小中学校で使用する全ての教科書は、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、そして牛久市の6市町村の教育委員会の教育長や保護者の代表者から組織されている第8採択地区教科用図書選定協議会において選定されます。選定に当たっては、選定協議会の下部組織である調査部会の調査研究結果を活用いたします。調査部会は、各教科ごとに部会が設置され、6市町村に属する先生方で組織されます。先生方の氏名や動静等は、教科書採択における公正確保のために非公表となっております。

第8採択地区教科書選定協議会で選定された教科書については、各市町村の教育委員会に持ち帰って議決された後に正式に決定となります。

なお、協議会における議事録等は、情報公開請求を通して開示することになっておりますので、詳細にお伝えすることは差し控させていただきます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 教科となった道徳では、今までの読み物としての道徳ではなく、考える道徳、議論する道徳への工夫がされており、教科書を使って担任の先生が授業を行います。しかし、文科省の調査では、小学校の先生の3人に1人が「効果的な指導方法がわからない」と答えているそうです。

先日、テレビで放映されたある小学校での道徳の授業の様子を見て、それを実感いたしました。その授業では、教科書のある物語を読み、その中に出てくる主人公の行動をどう感じたかを問うものでしたが、大勢の意見がある一方で、一人、異なる意見を発言した児童がいました。しかし、先生がその少数の意見をうまく酌み取ることができないまま授業が終わってしまい、異なる発言をしたことで気まずい思いをした児童に後で先生が話を聞き、ケアをしている場面が映し出されていきました。一つの価値観を押しつけず、一つの正解だけではない。そんな道徳の授業の難しさを感じました。

多様な物の見方、考え方が必要になり、先生によって力量の差が出てくる可能性も懸念されるのですが、指導に当たっての研修はどのように行われているのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 道徳が教科化された背景には、第1に、世間をにぎわせたはじめの問題があります。これが発端となり、道徳教育の改善が議論されるようになりました。また、情報技術の進展等、子供たちの生活の多様化、子供を取り巻く地域や家庭環境の変化、子供たちの自己肯定感や社会参画の意識の低下など、今日的課題の対応が必要になったこと、さらに、

道徳の時間が各教科等に比べて軽視されがちであったことや、読み物教材の登場人物の心情理解のみの偏った指導がされており、日常生活の中で行動に移せない現状があることなど、これまでの道徳の授業そのものへの反省がありました。

そこで、今回の学習指導要領の改訂により、道徳の授業においては、「読み取る道徳」から「考え、議論する道徳」への転換が打ち出されました。これは、答えは一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合うことを目指すものです。そして、その指導方法についても、例えばいじめについての題材であれば、いじめる側、いじめられる側、傍観者、それぞれの立場になって考えたり、なぜいじめはよくないのだろう、いじめをなくすにはどうしたらよいのだろうと討論したり、いじめに関する役割演技を通して体験的に学んだりなど、多様で効果的な指導方法への改善が求められることになりました。

また、教科化に伴い検定教科書を用いてより体系的な指導がなされることで、議員が懸念されておりましたような教員の経験や力量の差を縮め、一定の水準の授業を行うことが可能になったことも、教科化の大きな意義と考えます。

授業に当たっては、こうした背景や理念を十分に理解し、指導資料の作成、研修等に指導主事もかかわりながら、先生方の指導力の向上に努めてまいります。

また、県教育委員会としても、平成28年度から道徳教育パワーアップ研修が校種別に年1回ずつ実施され、道徳教育の理論的な研修が行われています。さらに、全職員に対してリーフレットが配付され、研修も進んでおります。

本市としましては、専門の見地を有する講師を招いた研修を支援したり、指導課の指導主事が学校へ出向き、授業参観や研究協議、助言指導をしながら学校を支援しています。

特定の考え方に無批判で従うような子供ではなく、主体的に考え、未来を切り開く子供を育てられるよう、価値観の異なる他者との対話を通じて、多様性を認め合うことのできる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むべく、質の高い授業づくりを目指して先生方の研修を支援してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 教科としての道徳では、その評価を個人内評価として記述により表現すると聞いております。評価で優劣をつけるのではなく、あくまでも授業への取り組みの様子を丁寧に見て、子供たちがどのように道徳性を学ぼうとしていたかを評価するという事です。決して教師の価値観によって子供の人格が評価されることがあってはならないとも言えましょう。

このように、個人の生き方や内面の自由に深くかかわる道徳的価値がどの程度身についたかを評価することについて、どのように取り組んでいくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 道徳教育において養う道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする内面的資質です。したがって、この道徳性が身についたかどうかは、容易に判断できるものではありません。だからこそ、「特別の教科 道徳」では、学習状況や成長の様子を適切に判断し、評価することが求められています。

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育で養われる道徳性については、これまでどおり各教科や総合的な学習、特別活動、その他の学校教育全体にわたって見られる具体的な行動に沿って、思いやり、公平公正、責任感などといった行動の記録の一要素として見取っていきます。

教科としての道徳の評価に当たっては、その特質から、数値ではなく記述式とすること、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること、ほかの子供と比較するのではなく、子供たちがいかに成長したかを積極的に受けとめ励ます個人内評価とすることなどが基本となっています。また、調査書への記載など、入学者選抜の合否判定の活用はいたしません。

これらを踏まえ、授業者は適切に評価する必要があります。道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するために、授業中の会話・観察による方法、作文・ノートへの記述による方法、質問紙や面接による方法、自己評価や相互評価など、さまざまな方法を用いて評価していきます。また、それが妥当性・信頼性のある評価となるために、授業者である教師のみではなく、学校として組織的・計画的に行われることや、評価結果について教師間で検討をすること、評価の視点について共通認識を持つようにします。さらに、発言の多くない子供、考えを文章に記述することが苦手な子供、表情にあらわれにくい子供などの見取りについては、校内での検討や評価材料の収集に一層の意識を向けることなどの配慮もしていきます。

教育委員会といたしましては、道徳の授業づくり同様、評価に関しても、国や県の最新の動向や事例を学校に紹介するとともに、道徳の評価に関する各校の正しい認識と適切な実施のために、研修等を通じて支援してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、2番目です。

道徳的諸価値を日常生活へ生かす取り組みについてです。

教科としての道徳の目標は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるとなっています。つまり、道徳という教科で学んだ道徳的諸価値をもとに、その力を日々の生活や学習活動において、主体的に対応できる力を育てようとするものです。

このような日常の体験や生活の中での考え方や感じ方を生かして、道徳的価値の理解を深め

たり、自己を見詰めたりする指導に向けての取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 道徳的な諸価値を日常生活に生かすような取り組みということによるのでしょうか。

教育委員会といたしましては、学校教育指導方針において、学校教育推進の柱として「豊かな心を育む教育」を掲げているほか、牛久市第3次総合計画の後期基本計画においても、第2章の第1節で「豊かな人間性や創造性を育む『心の教育』の推進」の中で、道徳教育の充実を推進項目として位置づけております。

新学習指導要領には、さきに述べたように、道徳の指導方法を改善することや、学校行事や学級活動を初めとする特別活動等の多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすることとされており、これは学校だけでなく地域全体で道徳教育への取り組みを進めることで道徳性を養うことを重視しているものです。

現在、市内小中学校で実施されている日常的な取り組みとしましては、多くの小学校で行われている「あいさつ運動」、登下校の見守りボランティアの方や学校農園のサポートをしてくださった方などに感謝の気持ちを伝える「ありがとう集会」などがあります。また、いじめについて学級で出された考えを持ち寄り全校で考える「いじめ防止集会」、さらに、帰りの会や児童集会後、頑張った友達に賞賛を送る「今日のホームラン」、「ほめほめシャワー」などの取り組みもあります。

さまざまな立場の人とかかわり多様な考えに触れることは、自己を見詰めることや他者を理解することにもつながります。こうした取り組みそのものだけでなく、その過程において、考えをいかに深め広げるか、自己の変容をどのように感じ取るかなど、丁寧に取り組むことによって、より一層心を豊かに育むことができると考えます。

今後、コミュニティ・スクールとして、地域と連携したさまざまな活動が展開されていくこととなります。道徳科の授業で学んだ道徳的価値を日常生活のつながりの中で生かし、実践したことの振り返りを通して自己の生活や生き方を振り返ることができるよう、豊かな人間性を育む道徳教育をより一層充実させてまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 先日、牛久小学校の3年生の道徳の授業を拝見しました。自分たちで拾ってきた石ころを題材にして、石ころが一つ一つ違うことを人になぞらえて、人も一人一人違うことに結びつけ、子供たちに考えさせる道徳を実践されていました。また、年1回は公開授業として、家庭や地域との連携を図っていくことも、学校の目標となっていました。

道徳教育は、実は大人自身にも求められることであれば、学校と地域社会との連携は欠かす

ことができないと改めて感じるようです。

では、5つの柱の2つ目は、「健やかな体を育む教育」の中から、人権を尊重する観点からの性に関する教育について質問いたします。

ことし3月、東京都足立区の中学校が行った性に関する教育をめぐって、教育委員会が指導する事態となりました。学校側は、正しい情報や科学的知識でリスクの少ない性行動を選択する力を養う狙いで、学習指導要領にはない語句を使って授業を行いました。それに対し、東京都教育委員会は、学習指導要領にない語句を使ったことが不適切で、生徒の発達段階にふさわしくないとしたのです。

この問題を受けて、今回私は、性教育のあり方を改めて考え、人権を尊重する観点からのよりよい性教育について質問してまいります。

まず、1つ目は、体の発達段階に応じた性に関する教育の現状についてです。

私の所属する市民活動団体では、平成22年に牛久市内の小学5年生と中学2年生を対象とし、牛久市内小中学生の人権と男女平等意識の実態調査を行いました。その中で、「性や体についての情報はどこで知りますか」という問いに、小学生では、「学校や先生」との答えが一番多く、次に「テレビ」でした。中学生では、「上級生や友人」との答えが一番多く、次に「学校や先生」という結果でした。年齢が進むにつれ、学校からの情報だけではなく、友達関係からの情報が多くなっているということは、正しいとばかりは言えない興味本位の情報にもなりかねない危うさをはらんでいると思われまます。

一方で、「性や体について正しいと思う情報はどこですか」という問いに、小学生も中学生も「学校や先生」との答えが一番多い結果でした。ネットで簡単にさまざまな情報が手に入る時代であるからこそ、学校で正しい知識を教えることの重要性もあろうかと考えます。

自分の心と体を大切にするとともに、相手の心と体を思いやる。人権を尊重する観点からの性教育、また、子供の発達段階に応じた性に関する教育の現状はどのようなか、お聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 人権を尊重する観点からの性教育、子供の発達の段階に応じた性に関する教育の現状についてお答えいたします。

市内学校では、学習指導要領に基づき、保健の学習で、小学校4年生では体の発育・発達について学びます。中学校1年生では心身の機能の発達と心の健康について学び、中学校3年生では健康な生活と病気の予防について学習しております。具体的な内容としましては、中学1年生で受精や妊娠について学びます。また、異性の尊重と性情報への対処の学習では、異性の体に触れてみたいなどといった性衝動について学びます。性衝動に任せて行動すると、相手の

気持ちを傷つけたり、望まない妊娠を招いたりするので、一時的な感情に流されず、自分の気持ちや行動をコントロールし、お互いの心や体を大切にすることを学びます。中学校3年生の性感染症の予防の学習では、予防のためには感染の危険がある性的接触を避けること、コンドームを使用することなどの有効的な手段についても学びます。

性に関する教育は、保健の授業だけで実施されるものではありません。小学校の学級活動では望ましい人間関係の形成、中学校では男女相互の理解や性的な発達への適応などの学習を行います。そのほか、道徳や理科、家庭科、公民などの教科、総合的な学習などと関連を図った指導を行っています。

学習の指導について、小学校では学級担任、中学校では保健体育科教員が主に担当しています。また、内容によって養護教諭も一緒にティーム・ティーチングとして指導に当たります。また、ゲストティーチャーを活用して学習を行っている学校も数多くあります。例えば、ひたち野うしく小学校では、東京医科大学の助産師さんと連携し、5・6年生を対象として命の授業を行っています。実際の赤ちゃんと同じ重さの人形を抱くこと、妊婦体験や父母の役割演技等を通して、両親が生まれてくるのをいかに喜び、生まれてくる子が大切にされているかを実感できる内容となっています。

このように学習や活動の中で、自分の心と体を大切にし、相手の心と体を思いやる、人権を尊重した性教育を提供しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは2番目に、専門家との連携について伺います。

日本産婦人科学会では、10代、20代の若い女性の健康教育を担う「女性のヘルスケアアドバイザー」を養成しており、牛久市では、つくばセントラル病院にこのアドバイザーの産婦人科医の方がいます。

一昨年度、健康づくり推進課が行った女性のためのヘルスアップセミナーで、このアドバイザーの方のお話を伺う機会がありました。統計と医学的見地に基づく年齢に応じた体について、正しく知ることの大切さを学びました。

ところで、岡山県では、中学生・高校生を対象に、妊娠・出産をテーマにした独自のパンフレットを作成し、地元の産婦人科医や助産師が講師となり、出前授業を開いています。自治体、学校、専門家が連携し、子供たちに効果的な学びの機会をつくっているのです。

牛久市でも、このような専門家との連携による取り組みが行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 専門家との連携による取り組みについてお答えいたします。



多くの学校が、専門家をゲストティーチャーに招き学習を進めています。先ほどお答えいたしましたひたち野うしく小における東京医科大学の助産師さんによる授業がその一つです。

ほかにも、牛久三中では、済生会病院産婦人科と連携し、全学年対象に、産婦人科の先生による性教育講演会を行っています。「自分を大切に生きてするために」をテーマに、具体的な胎児の変化の様子や、性的接触には必ず性感染症と妊娠の可能性を伴うことなどについて学ぶことができました。また、高校1年生の妊娠についての実例を挙げ、具体的に一線を越えると妊娠はいつでもやってくるなどの内容についても学びました。また、当日は保護者も講演会に参加しています。保護者向けの資料には、予防の観点から、10代の性感染症の急増や人工妊娠中絶の現状など10代の現状について、保護者を啓発する内容となっております。

牛久南中学校では、NPO法人の「ままとーん」と連携し、全学年を対象に性教育講演会を行っています。実際の赤ちゃんとお母さんをゲストとして迎え、中学生に実際の赤ちゃんを抱いてもらうことや、命の始まり、男女の体の発達、異性を思いやることなどをお話ししてくださいました。さらに、劇を通して、交際中の男女の妊娠について、どうやったら防げたかや、男子や女子の役割について考えさせました。

このように、各学校は専門家を積極的に活用して性について学んでいる現状です。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） ありがとうございます。

先日、全国の公立高校で、妊娠・出産を理由とする自主退学が、2015年からの2年間で674件あったことが報道されました。そのうち32件は、学校側の勧告によるものであったそうです。早過ぎる妊娠・出産が学業や進路の選択を狭めてしまう場合もあること、また、一方で妊娠適齢期を過ぎると不妊のリスクは高まることなどを医学の視点からも教えることは重要であると考えます。妊娠すること、出産することを自分で決定する権利を持つためにも、正しい性的知識を身につけ、子供たちの幸福につながる性教育が行われるようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で13番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時15分といたします。

午後4時04分休憩

---

午後4時16分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 創政クラブの柳井哲也でございます。本日、最後の質問者ということで、頑張ってやってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1番目の質問、地産地消の促進策について質問を申し上げます。

牛久市は、大消費地である首都圏への食料供給基地という恵まれたポジションにあり、どのような作物でも生産できる恵まれた農業環境にあります。安全でおいしいものを生産すれば、ほかのどこの自治体よりも有利であると言えます。牛久市の農業政策課の能力とその指導いかにかかっているとと言っても過言ではありません。

もうかる農業を追求していきますと、ブランド化、6次産業化、経営体の育成、新技術を活用したスマート農業化、新規就農の促進、輸出などの販路開拓等を挙げることができます。しかし、どんな農業をやるにしても、地元で支持されるものでなければ本物ではありません。牛久市には8万5,000人の消費者がいます。地産地消にもっと力を入れるべきではないでしょうか。

そこで、質問です。牛久市がこれまで取り組んできたことをまずお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 柳井議員の御質問にお答えいたします。

柳井議員御指摘のとおり、同市は農業を営む環境としては自然的、立地的に大変恵まれており、多くの品目の農作物を栽培することができ、地産地消の取り組みも多種多様であることが、そのあかしでもあります。

まず、平成17年度からスタートした米のオーナー制度は、ブランド化を図り「うしく河童米」と名づけた特別栽培の牛久産100%のコシヒカリを、オーナーが生産者を指定して購入するというシステムです。大変リピート率が高く、特に化学肥料と農薬が通常の半分以下に抑えてあることから、玄米食の方を中心に好評を博しています。

同じくリピート率が高いのが、梨のオーナー制度です。産地である久野町でも、高齢化や後継者不足により梨の生産をやめる農家が出てきました。一番大変な収穫作業をオーナーにみずから楽しんで収穫してもらうことにより、農家にもオーナーにもメリットのある制度となっています。

また、市内で栽培された小麦を市内の事業所でパンやうどんに加工して、保育園、幼稚園、小中学校の給食に提供する取り組みも定着してまいりました。それぞれ「牛久の大地パン」、「牛久うどん」という名前で、子供たちの人気メニューとなっています。

市営青果市場では、各校の栄養士が集まる献立会議に職員が出席して、青果物の市場の動向や市内の野菜の生育状況などの情報を提供するとともに、地元食材の確保のため、生産者に出荷を促したり、高齢等で出荷困難な生産者宅に市場職員が出向いて集荷することで、学校教育の地産地消推進に協力しております。そのほか、市場で競り落とされた農作物には、市内の青果店で「牛久新鮮野菜」という赤いシールを張りまして販売し、消費者に牛久産をアピールしております。

牛久運動公園体育館と牛久市総合福祉センターに設置した直売コーナーには、地元の若手農業者グループであるUFOクラブと市内の青果店が納品しており、どちらも利用者には大変好評で、販売額も安定して推移しています。

このほかにも、不定期で地産地消関連のイベントを開催するなど、市の取り組みも多岐にわたっております。今後も市民が地元の農畜産物に親しみ、購入し、消費していただけるような機会をふやしてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ささまざまな施策をこれまで牛久市はやってきたという報告がございました。確かに調理学校とか、いろいろ連携をしながら、これまで牛久市は本当によくやってきたなとは思っております。私は、さらに牛久市として、農家と企業との連携をさらに進めていくことが効果的と考えます。

たまたま新聞に出たばかりなんですけど、茨城県の特産品、納豆が「わらづと納豆」ということで、茨城の伝統的な土産品としてこれまで随分売られてきたんですが、最近はこちらの牛久周辺では余り見なくなっています。しかし、これをまた力を入れてやろうということで、農家と納豆工場のほうで契約をして、水戸のほうではその稲わらを農家に大量に発注するという契約栽培のことが新聞に載っております。牛久市内にも納豆工場があります。納豆工場と大豆の契約栽培、そういうことによって地産地消の安全な納豆の生産なども考えられるかと思いません。

このほか、市内にはさまざまな工場がたくさんあります。契約栽培、いろいろと考えたらいろいろと名案が出てくると思うんですが、ここで契約栽培の現状と今後について質問をしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 現在、市内で契約栽培が行われている主な品目は、トマトとジャガイモです。御存じのとおり、昨今の健康志向による野菜ジュースブームで、原料である加工用トマトの需要が伸びています。大手メーカー向けの加工用トマトは、竜ヶ崎農協が窓口となり、現在五、六人の生産者が出荷しています。生食用トマトほど形を問われないので、

栽培が比較的容易で収益率も高いのですが、一番暑い7月、8月の作業になること、一つ一つ収穫するため手間がかかることから、敬遠する農家が多いと聞いています。ジャガイモは、大手メーカーのポテトチップス用品種が契約栽培されており、こちらも需要は十分あると聞いております。

しかしながら、契約栽培にもメリットとデメリットがございます。最大のメリットは、買い取り価格が決まっているため、市場の価格に左右されず、契約農家にとって安定収入が見込めることです。逆に、市場の価格に左右されないということは、同時に市場で高値がついても契約価格でしか出荷できないことを意味します。また、契約上、大きさや形状など規格も細かく決められているので、規格外のジャガイモは低価格になるだけでなく、引き取らないケースも珍しくはありません。さらに、ジャガイモに関しては、日に当たって青く変色してしまうと商品価値がなくなってしまうので、収穫後の管理も容易ではありません。

御指摘の納豆工場との連携も、一度は一部の農家の中で検討されましたが、大豆の栽培を希望する農家がほとんどありませんでした。栽培に至らなかった理由としては、土壌やコストの問題があり断念したとのことでした。

契約栽培のメリットを享受できるか否かは、経営方針や作付体系により、農家自身が判断するしかありません。しかし、現在、国策である農地中間管理事業による農地の集約が進み、代表的な農家が広い面積で営農する場合、契約栽培は安定した収入が見込まれる可能性が高いと思われますので、今後も農家にとってプラスになるよう、契約栽培の現状把握に努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） いろいろと努力しても、なかなか成果として出ないものもあるかと思えます。ただ、納豆の原料、輸入大豆に関しましては、このところ大分値上がりしておって、全国的に納豆そのものが値上がりしているようであります。そういう農業環境というのですか、原料の問題もいろいろと刻々と変化もしておりまして、新たにまたそういう地元の工場と農家との連携を常に掘り起こし、できるだけ農家が利益が出るような形でリードしていただけたらと希望します。よろしく御指導のほどお願いします。

もうかる農業といえば、農産物の加工による付加価値増加策が考えられますが、現実問題として、一農家が生産と加工をやっていくということは、人を雇うなどリスクがあり過ぎて難しいと考えます。直売も同じ理由で、なかなか農家単体では実現できません。

そこで質問であります。農家単体ではできない加工の取り組みについて、先進事例などありましたら、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 柳井議員の御質問にお答えいたします。

柳井議員御指摘のとおり、農家単体で生産から加工、販売まで行う、いわゆる6次産業化は国が推進しているところですが、現実には容易ではありません。市内の事例は多くはありませんが、企業との連携ということ言えば、学校給食の人気メニューである「いもまん！」がその一つです。これは、市内の調理専門学校で実施されたコンテストの作品を、市内の大手食品メーカーが牛久産のサツマイモを使用して生産し、学校等の給食に提供しているものです。給食には、このほか市内の農業法人が生産した小麦を市内の福祉事業所等が加工したパンやうどんも提供されて、子供たちに人気を博しています。

また、小規模なところでは、お茶の生産者と和菓子店が連携した「新茶饅頭」、前述の牛久産小麦を使用しました事例としては、シフォンケーキやラスク、市商工会青年部が取り組んでおりますピザ事業のピザ生地等が挙げられます。牛久産コシヒカリの「うしく河童米」は、市内の飲食店でも使用されているほか、試験的ではありますが、せんべいにも使用されました。

給食のように大規模な連携ではなかなか実現に至るケースはありませんが、このように農家と事業所の連携事例が少しずつ出てきております。事例を見る限り、農業者も事業者も比較的若い世代が連携に取り組んでいることは、市にとっても大変喜ばしい傾向だと思えます。

まだまだ潜在的なニーズがあるのではないかと思いますので、今後、市としても農商工連携のかけ橋としての役割を果たしてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 一つ一つ説明を聞きますと、本当に努力はしてきたなと思っています。なかなか農家これがこれですごくもうかったというまでには難しいとは思いますが、本当に努力を一步一步してきているなと思っています。「河童大根」、ブランド化されていますけれども、大根なども例えば漬物加工業者ですか、そういうものを育成して、さすが牛久市だと言われるような新しいそういうものができたら本当にすばらしいなと思っています。どうか研究し、御指導できて、みんなが喜ぶような、農家が喜ぶような、まちが発展するような方向で御指導いただけたらと思っています。よろしくお願いします。

それでは、2番目の牛久沼地域活性化策について質問をいたします。

今回、この各新聞に出たんですが、「牛久沼水辺の記録」って、これエリート情報なんですがね、各新聞に牛久市の中小生涯学習センターで写真展、今もう始まっていますね。10日まで牛久沼の本当にすばらしい過去から現在までの写真が展示されているわけであります。

私もこの写真を見て思い出しますが、昭和30年前後ごろは、岡田小学校から中学校に入るころなんですけれども、牛久沼が泳げる場所として指定されていて、泳いでもいいですよということで行って泳いだ経験もあります。そのころ、まだ家も本当に少なく、都市化さ

れていませんでしたから、水もきれいだったですから、そういういい思い出もあるんですけども、そういうものを写真を見ながら思い出しているところなんです、その牛久沼の魅力について質問をしたいと思います。

「牛久沼を愛した芋銭」と言われます。沼のたもとに居を構え、その光景のすばらしさを絵に描いて暮らしていたのでそう言われるのですが、沼の美しさにほれ込んでいるのは芋銭ばかりではなく、牛久市民はもちろん、見る人全てをとりこにしまう魅力があります。

そんなこともあり、私はこれまで牛久沼の観光開発について、詳しくは勘定しておりませんが、5回以上質問をしてきております。答弁内容につきましては、いつも「茨城県の水際線計画に従って進めているので了解されたい」というような内容でした。6市町の連携を図るべく提案をしたこともあったのですが、牛久市に沼の所有権がないということが、これまで進めづらかったところだったと思います。

そんな中で、牛久市は、木道をつくるなど、観光客対策にはかなり力を入れてくれました。牛久城址や東林寺城跡から見おろす牛久沼は、誰もが声を上げるほどすばらしいものです。舟に乗って湖面よりぐりと岸辺を見回すと、光景も水と緑がすばらしく、ハスの花が開くこれからの季節はさらに魅力が増してきます。春夏秋冬、飽きることがありません。

しかし、沼の本当の魅力は、1周ぐりと回れるようにすることです。これまで同僚議員も何度となくこのような質問をしてこられたことも知っております。今回龍ヶ崎市が中心となり、沼の活用について関係自治体に連携話も来ており、いよいよ私たちの夢も少しずつ実現していくのかなと希望を持っているところであります。

そこで、質問です。龍ヶ崎市と関係自治体との連携の進捗状況について、まずお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

豊かな自然が残る貴重な地域資源である牛久沼を活用し、周辺地域の魅力向上、交流人口の拡充や地域経済の活性化を図る広域的なまちづくりを推進することを目的に、平成29年7月に「牛久沼周辺首長会議」を発足いたしました。

平成29年第3回定例会での尾野議員の御質問でお答えしましたとおり、平成29年7月6日に実施されました牛久沼周辺6市町による第1回の牛久沼周辺首長会議では、水質浄化の現状と農業用水についての重要性が話され、レジャー・スポーツ面での活用など、さまざまな意見が交わされました。今後は担当部局による牛久沼活用の調査研究を行っていくことを確認し、会議は終了いたしました。

また、同年10月31日には、茨城県水際線シンポジウムが龍ヶ崎市で開催され、参加した

400人による牛久沼を生かした地域づくりについてのパネルディスカッションや、地元高校生による牛久沼活性化プランの動画の発表が行われました。

平成30年2月6日は、事務レベル会議である幹事会が開催され、現状の確認と龍ヶ崎市が策定しました「牛久沼感幸地構想」についての説明がございました。その中で、新聞報道等にもございましたが、当初予定では、いきいき茨城ゆめ国体開催に合わせて平成31年度に操業開始を予定しておりました道の駅が、建設予定地の牛久沼側の護岸工事に予想以上の時間を要することが判明したため、平成32年度中の操業開始を目指すこととなった説明もございました。

なお、今年度は第2回目の首長会議が8月1日に開催予定で、道の駅建設予定地を含めた牛久沼の現地視察が予定されております。

御質問の関係自治体の連携につきましては、まだ具体的な成果になるまでは至っていないのが現状でございますが、さらなる活発な意見交換が期待されるところでございます。

今後も牛久市といたしましては、これまで水際線計画を受け、総合計画・都市計画マスタープランに沿って、アヤマ園やかっぱの小径などのさまざまな整備を行ってまいりましたので、この会議においてどのような方向性が整い、さらに各自治体が施策としてどのように計画に反映していくのかを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） これからということで、いろいろと会議の中でまとまっていくのではないかと期待しておるところであります。

いずれにしても、何かをやるときには予算が必要ということで、本当に進めるのも大変なわけでありますけれども、牛久市の場合、三日月橋生涯学習センターから新地に向かって、庄兵衛新田というのですか、あの水辺側は。それに至る水際の具体的な対策についてちょっと質問したいんですが、あそこの道路、新地の水辺側をずっと道路を行きますと、途中でポート小屋あたりで途切れてしまって戻ってくるしかないんですが、あの先はどんなふうに図面上はなっているのか、公道としてあるのかどうか、もしわかったら。そういうものがないのであればあれなんです、ボランティアなどで、金をかけなくても道路の草を刈ったり灌木を切ったりすれば道路はできるんですよというのであれば、進めてもらいたいななんて思うんですが、そのあたり、もしわかりましたら教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 道路については、後から担当課がお話します。私も今、中央学習センターで写真展、非常に水辺で育った人間で、また、泳いだ人間でございますので、非常に懐かしい思いがしまして、非常に貴重な写真だなと思いつつ拝見しました。

これまでもいろいろとそういうことで取り組んでまいりましたが、これからということで、牛久沼周辺の環境整備につきましては、平成19年度に「牛久沼沿い環境整備計画」を策定しました。そして、平成21年度から平成25年度にかけて、散策路「牛久沼かっぱの小径」の整備を初め、アヤメ園の拡張、桜並木の整備、アヤメ園のトイレの改築や駐車場の整備、牛久城址散策路の整備などを行ってまいりました。また、牛久市のサイン計画に基づく観光案内看板を設置し、一体的に整備することで、牛久沼周辺に点在する歴史的な施設である河童の碑や雲魚亭、牛久城址、抱撲舎、そしてアヤメ園などを散策しながら回ることができるようになりました。回遊性を生み出すことができました。その整備のための測量、設計委託、工事など、これまでの牛久沼周辺環境整備全体で約1億2,000万円ほどの経費をかけて取り組んできたところでございます。

今後の構想につきましては、先ほどの答弁にございましたように、牛久沼周辺首長会議において、広域的にどのような方向性が整うか注視し、当市の総合計画に基づき牛久沼の水辺の自然環境を保全しつつ、それらと観光資源である史跡等を結ぶ散策路、サイクリングロード等のさらなる整備などを検討してまいります。また、同会議において龍ヶ崎市長から、龍ヶ崎市が整備する道の駅では、各市町の自慢の商品の販売、さらには新たな特産品を開発していただきたいとの御意見もございました。近隣市町としましても協力して、牛久沼のにぎわいをつくっていきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 私のほうから、先ほど柳井議員からの道路の御質問があったかと思えます。

現状は、先ほど議員おっしゃったように途中でとまっていると思います。ただ、あその水際線に関しましては、やはり議員おっしゃるようになります水際線が広がっていると思います。今後、先ほどの牛久沼周辺の首長会議、これがことしもまた開催されて、これからのいろいろな議論があるということもありますので、そういう議論の内容なんかを踏まえまして、そういう道路等がどんなふうになっていくのかということも、牛久市としてもちょっとそのあたりを注視しながら、どういう整備ができるか、あるいはどういうふうにするのが一番いいかということも含めまして、これからよく考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 牛久沼と名前がついていて、牛久の責任も大きいなど。持ち主ではないんですが、牛久沼の持ち主のような見方をここを通る人たちから見られるんじゃないかと思うんですが、本当にすばらしい牛久沼をもっともっと売り出してほしいというのが、恐らく見た人の感想ではないかと思っております。これからこの6市町でここを観光開発していこう



という中において、牛久市は文化人の住んでいたところだという、あるいはお城のあったところだということで、随分観光開発してきたという経緯があります。「もう、余りないんだよ」なんて言っちゃうと、ちょっとトーンダウンしてしまいますので、みんなをリードするような立場で6市町の先頭に立って何とか全体が発展するようにリードしていただけたらと期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3番目の市道264号線の早期整備についてを質問いたします。

市道264号線とは、国道6号線の旧猪子区民会館のところから牛久愛和総合病院に至る道路であります。朝夕の通勤時間帯は交互通行が難しく、一方の車両がバックをするか、広くなった場所で待たなければならない状況が頻繁に発生する状況です。それなら通らなければいいと思うかもしれませんが、この時間帯は国道408号線も交通渋滞が激しく、そもいきません。

そこで質問であります。国道408号線の通勤時間帯の渋滞の現状であります、市当局はどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 国道408号線の通勤時間帯の渋滞についてお答えいたします。

御存じのとおり、猪子地区では片側2車線の国道408号線と片側1車線の国道6号線が交差しております。どちらも主要幹線道路ということで、交通量が非常に多く、議員御指摘のとおり朝夕の通勤時間帯に交通渋滞が発生しております。また、交通渋滞を避けるために、市道264号線の通過交通も非常に多くなっているという状況でございます。

その対応の1つとして、今現在、国において国道6号牛久土浦バイパスの整備が進められております。市におきましては、このバイパスと接続する市道23号線、城中・田宮線の整備を鋭意進めているところでございます。

これらの道路の開通によって、現在の国道6号と国道408号の交差点の交通量も分散されるところと考えております。さらに、猪子踏切から旧猪子区民会館を通り、牛久愛和総合病院までの道路計画もしているところでございます。市としましては、市道23号線の整備完了と国道6号バイパスが整備されることで、国道408号の交通渋滞の緩和が図られると捉えております。引き続き市道23号線の早期開通を目指してまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 近年、特に牛久愛和総合病院の施設整備が充実してきておりまして、職員はもとより病院利用者が非常に増加しております。加えて、その先にあるあらた団地の住宅も年々建築がされてきておりまして、取得可能な空きスペースも少なくなっている現状があります。また、つくば方面より国道6号線に向かう方が国道408号線の渋滞を避けて市道2

64号線を通るため、自転車通学の高校生や歩行者にはいつも危険な状況が続いています。市道264号線の整備は、国道408号線の渋滞の解消と安全な通学路の確保につながると思っております。安全な通学路の整備を進めるべきと考えますが、もう一度市当局の考えをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 通学路の整備につきましてお答えしたいと思います。

市道264号線につきましては、猪子地区から国道6号や牛久愛和総合病院へ通じる道路となっておりますけれども、現況幅員が4メートル未満と狭く、車両のすれ違いが困難であります。また、先ほどお答えしたとおり、国道408号と国道6号の交差点は通勤時間帯に交通渋滞が発生し、交通渋滞を避けるために市道264号線の通過交通も非常に多くなっている状況であります。議員御指摘のとおり、自転車や歩行者の通行への影響もあると考えております。

そこで、猪子地内の主要な道路として、猪子踏切から旧猪子区民会館を通り愛和病院までの市道4号線の延伸を計画し、平成26年度に基本設計を作成いたしました。この道路の整備により国道408号の渋滞の緩和や愛和病院へのアクセスが向上されると考えております。また、市道4号線につきましては、幅員9.75メートルで片側歩道を整備する計画としており、完成すると猪子地区からの通学路が確保できることとなります。

市道4号線の整備は、通学児童生徒の安全確保のためにも必要性は認識しているところです。しかし、地元説明会等でも説明させていただいたとおり、現在事業中である国道6号バイパスに関連した市道23号線を優先的に整備し、その完成後、市道4号線の延伸整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほうを賜りたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 大分先になっちゃうということですね。どこも同じなのでね、本当に大変なことではないかと思っています。

今、自分の近くの話をしましたけれども、私、いつも通勤時間帯につくばへ行くときがあるんですが、つくばはもっとすごいですね。本当にあの研究学園都市、あんなすばらしい道路があるのに、通勤時間帯になるともうとまったきりで、特にあの土浦野田線との交差点のところはどこもかしこもずっと続いちゃっていて、どうなるのかなと思って、これからのまちだと思っているんですが、まだまだこれからだろうと思っているんですが、現時点での状況では、道路問題どうなるのかなと思っています。それが牛久にも響いてきているんだなど、そういう見方を私はしております。

その道路問題がうまくいきますと、住民もどんどんやってくるようなすばらしい環境にあるわけなので、牛久市の10年先、20年先の設計図を考えたときに、道路の問題をきちっとも

う一回見直しをしていただいて、早目に手を打っていただけたらとお願いしたいと思います。  
よろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で19番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時57分延会